

令和4年12月2日
山口県報号外49号
監査公表第五号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>1. やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業</p> <p>【意見】 県内企業に対する普及・横展開事業の実施について 当事業の仕様書である「やまぐちスマートファクトリーモデル構築業務仕様書」においては、県内中小企業における人手不足や生産性向上等の課題解決を図るため、5G や AI を活用した製造業等の高度化に係る先導的事例（やまぐちスマートファクトリーモデル）を創出し、この事業で得た知見等を、県の行う県内企業に対する普及・横展開の取組に協力（工場見学の実施、報告会の事例発表等）することも業務内容の一部となっている。5G や AI を利用した生産性の向上は、人口減少や高齢化が急速に進む本県にとっては重要な課題であると考えられる。令和2年度からの新規事業であることから、当年度においては先進事例創出のみを行い、普及・横展開事業は実施していない。多くの事業体にこれらの先端技術に触れる機会を提供し、啓発を行うための普及・横展開の事業がなされることで、当事業の最終的な目的が達せられると考えられる。</p> <p>今後においては、普及・横展開事業についても、県が意図した事業の目的を達成できるよう、効果的な実施が期待される。</p>	<p>（主務課・室 産業戦略部）</p> <p>令和4年度に、これまで構築したモデルの普及・横展開として、取組を紹介する動画及び事例集の作成と、工場見学を開催することとしており、5月の第1回目の工場見学会は12社30名が参加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>2. IoT ビジネス創出促進事業</p> <p>【指摘事項】 業務委託における年次有給休暇の取扱いについて</p> <p>当該業務委託について、仕様書では、会員企業等に対する技術支援や企業間連携による事業化を支援するため IoT に知見を有する専門家を配置するものとして「専門家の配置」を規定し、1ヶ月のうち15日程度勤務する旨の記載がある（地方独立行政法人山口県産業技術センターパートタイム会計年度任用職員就業規程第4条及び募集要項からも15日勤務である旨が半別できる）。そして、見積書の人件費については従事日数をもとに委託料の計算がなされているが、産業技術センターにおいて出勤簿を確認すると、年次有給休暇取得日を含めた勤務日数15日がカウントされていた。</p> <p>この点、当該任用職員（専門家）について、IoT 創出支援拠点におけるコーディネータ業務に従事し、年次有給休暇も会計年度任用職員就業規程のとおり取得することが任用条件通知書において謳われており、休暇取得は当然に想定されていると考えられる。</p>	<p>（主務課・室 産業戦略部）</p> <p>当該職員の休暇取得は当然に想定されるものであるが、令和4年度より、委託事業の仕様書に「年次有給休暇等の取扱いについては、産業技術センターの規則等による」旨を記載し、その取扱いを明確化した。</p> <p>また、業務報告については、令和4年度より、産業技術センターにおいて所定の様式を示し、具体的な内容を求めることとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>しかしながら、まずは、業務委託契約の仕様書において、年次有給休暇の費用も含める旨を根拠とともに明示するべきである。また、業務報告についても、単なる日報に止まるのではなく、具体的なレポートとして業務遂行内容を求めることが望まれる。</p> <p>【意見】 受託者の専属雇用に係る経費について IoT ビジネス創出促進事業実施業務について、予算承認プロセスの中で IoT ビジネス創出促進事業実施業務委託仕様書及び事業経費積算書に記載のない「健康診断料 8,660 円」が見積書の中で記載されていた。健康診断料の経費は本来、雇用主である受託者側が従業員との労使間でその負担の有無を決めるものであること、また、業務委託契約及び仕様書の中で、受託者は委託業務を実行する者の専属雇用を行うことについて特段の言及がなされていないことから、受託者従業員の健康診断料に至るまでを委託者である県が負担するべきではないと考える。 本件では、予算承認の段階で健康診断料の経費が容認されていることは、業務委託契約書及び、仕様書内容に照らすと適当ではないと考える。実績報告において健康診断料の支払いがないことから意見に止めるが、仕様書等で事前に費用負担の範囲を明確化することが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) 令和4年度より、当該業務の契約前に産業技術センターと協議し、費用負担範囲について確認を行っている。なお、本協議により、健康診断料については対象外とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 業務委託における備品管理について 仕様書の「備品の取り扱い」において、耐用年数経過後に無断で譲渡等を行っていないかどうかの確認をする旨が記載されている。 したがって、委託者・受託者双方で、備品管理状況の共有を目的として、資産台帳等を作成し、定期的に現物確認を行い仕様書における規定が遵守されていることを客観的に記録として残すべきである。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) 意見後直ちに資産台帳の確認と現物確認を実施するとともに、今後も定期的に現物確認を行い、その状況を記録することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 補助金の効果測定指標について やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）について、補助金等の交付事務に係るチェックシート「6 補助効果の測定」において「①効果測定のための指標や目標値を設定」にチェック（○印）が付されているが、事業初年度であることから有効な指標や目標値を定めるのが困難な状況にある。 この点、事業初年度において、有効な指標等の設定が困難である場合には、無理に定量化して効果測定が不十分なものとなるよりは、事業の進捗が事業計画通りに進んでいるか等の確認を重視する観点から、「①効果測定のための指標や目標値を設定」ではなく、「②数値以外のもので補助効果を測定」とした上で、審査会において事業計画と実績に関する審査を行い、適正手続きを経て補助金交付を行うことも手法の一つである（なお、定量的な指標の設定が目標値の在り方として効果測定においてより一層望ましいことは念のため申し添える）。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) 補助効果については、最終的には補助事業の成果が事業化された後の売上、波及効果等により測定するものとしているが、事業化前の期間においては、審査委員会において事業計画通りに事業が進捗しているか確認を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 事業の成果指標について IoT ビジネス創出促進事業の成果指標として、IoT 導入率を掲げているが、本事業においては、①IoT ビジネス創出支援拠点の運営による事業アイデア創出及び専門家による支援、②未来技術を活用した新商品・サービス等の開発に対</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) ②の成果測定については、「先導的プロジェクトによる未来技術導入件数」を指標として取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>

する研究開発補助金の交付の2種類に分けられる。そして、①については山口県内の中小・零細企業のIoTの裾野を広げる活動であり、②についてはIoTを活用したビジネスの創出を目的にしている。

ここで、事業の成果指標をIoT導入率とした場合、その指標に対応する事業は直接的には①のみとなり、②については対象外となってしまい、本事業全体の有効性を適切に把握できないことになる。

したがって、②についての成果を測定する直接的な指標として、例えば事業開始から3～5年後におけるビジネス継続割合とする等のIoTを活用したビジネス創出や、その定着度合い等に着眼して指標を選定することが望まれる。

3. やまぐちIoT導入サポーター派遣事業

【指摘事項】経費支出伺いの不適切な決裁年月日について

報償金の支払に関する経費支出伺いにおける起案年月日及び決裁年月日欄を要約すると下表の通りである。そして、No. 2について、令和2年5月13日時点では同年7月29日に事業が行われることは確定しておらず、支出伺いが決裁されたとする記載は不適切である。

No.	経費支出伺			支出調書
	事業実施日	起案年月日	決裁年月日	起案日
1	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年9月1日
2	令和2年7月29日	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年9月1日

この点、誤った決裁日付が記載された原因は、経費支出伺いの作成を行った際に、派遣先企業決定通知書（No. 1及びNo. 2共通）の通知日付（令和2年5月13日付）を見て、誤って記載したことにある。これは、いわゆる単純ミスではあるものの、決裁年月日は、意思決定権限者による決裁を受けた日付であり、責任範囲を時間軸で明確にする点で県の文書事務において重要な意味を持つものである。そのため、結果的に不適切な日付が記載されたことについて、外観上は適正手続きを欠いた状況となっている。

以上より、適正な文書の作成はもとより、上席者による承認も形骸化することのないように厳格なチェック体制の整備及び運用が求められる。

4. AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業

【意見】県内企業のヘルスケア関連事業の早期自立化について

全国平均より早く高齢化が進んでいる本県においては、健康寿命の延伸に向けた取組を進めていくことは重要であり、令和2年度より健康長寿社会の形成に資すると期待されるヘルスケア関連産業の創出・育成に取り組む事業として、やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会及びやまぐちヘルスラボの立ち上げがスタートしている。

ヘルスラボでは、県外企業を含めた企業が行うヘルスケア関連製品・サービスの開発・事業化を支援する。その際、県民が製品・サービスの住民モニターに参加することにより結果的に健康づくりに繋げることとなる。

ここで、県として事業を実施する以上、県内企業のヘルスケア関連産業の事業化の実現を目指す必要があると思われるが、県内企業の現状を踏まえると、当初は県外企業の活

(主務課・室 産業戦略部)

指摘を踏まえ、承認が形骸化することのないよう、決裁手続きの厳格化に取り組むこととした。

措置済み

(主務課・室 産業戦略部)

実証事業の実施を通じ、ノウハウの蓄積や関係団体との連携を深めて実績を積み上げるとともに、製品の事業化を目指す企業の掘り起こしやモニターとなりうるヘルスラボ会員（県民）の更なる確保につなげ、実証事業を継続的に実施できる仕組みを構築するなかで、自立化に向けた検討をしまいたい。

改善途中

<p>動が主なものとなるのはやむを得ない。しかしながら、県が実施主体となる委託事業で県内企業の事業化が実現するまで永続的に実施するわけにもいかない。県として当初の関わりは必要であろうが、ヘルスラボが早期に自立化できることが必要である。この点は所管部署も認識しており、3年程度の支援の後には自立化へ向けた事業の再構築を予定しているとのことである。</p> <p>従って、当該支援期間において、成果指標にある年間1件程度の実証実験を確実に実施し、さらに、ノウハウを蓄積し、関係団体との連携を深めていくことにより、獲得した個人データの取扱いにも十分注意を払い、事業の自立化を目指していくことが望まれる。</p> <p>【意見】 他部署との横断的な連携について</p> <p>他部署で取り組んでいる健康増進関連の施策、例えば、健康福祉部が実施している「やまぐち健幸アプリ」はすでに4万件のダウンロード実績があるが、それらのソフトと連携を図ることでより効果的にヘルスラボの活動を進められないか検討の余地がある。</p> <p>また、ヘルスラボ参加企業の共同による新たな産業創出等も期待され、県内企業の早期事業化の実現や県外企業の誘致等を効果的に推進されることが望まれる。</p> <p>【意見】 随意契約の業者選定について</p> <p>本委託事業の「やまぐちヘルスラボ（仮称）設置準備業務」については、随意契約により行われており、その選定理由は、「山口市が設置する「産業交流拠点施設」の「ライフィノベーションラボ」において同施設の指定管理者が実施する「スマートリハ事業」（仮称）も同様の目的を有しており、本業務と同市の事業とを一体的に実施することで、相乗効果を発揮するとともに、効率的な業務運営を行うことができる」と期待される。そこで同施設の指定管理者のみが本業務を効果的かつ効率的に実施できる。」とのことであるが、本事業は令和2年度に開始した新規事業である。</p> <p>今後、少なくとも3年は事業が行われる予定であり、本施設の指定管理者のみが本事業を効果的かつ効率的に行うことができるかどうかは、本業務の内容と本施設で行われるというスマートリハ事業の状況を確認しながら、相乗効果が発揮できるのか、十分に検証し、検証結果に基づいて見直しの可否を判断することが望まれる。</p> <p>5. 新たなモビリティサービス調査・実証事業</p> <p>【指摘事項】 起案書の記載様式について</p> <p>起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>ヘルスラボが主催するイベント等については、健康福祉部とも連携し、令和3年10月からやまぐち健幸アプリでの情報発信を行うなど、効果的な活動に取り組んでいるところである。</p> <p>また、県内企業の事業化等へつながるよう、令和4年2月にセミナーを開催しており、今後、企業間の連携の場として企業交流会を開催することとしている。</p> <p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>ヘルスラボについては、令和3年6月に開設したところであるが、山口市産業交流拠点施設の指定管理者が実施するスマートリハ事業の状況も確認し、委託事業の効果的かつ効率的な実施に向け、山口市とも協議の上、委託事業者の見直しを行ったところである。</p> <p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>令和3年度以降、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないように、修正不可能な手段（印字、ボールペン等）により起案書を作成することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------------------

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】 アンケート・ヒアリング結果の検証について

「令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務」の報告書によるとやまぐち MaaS「ぶらやま」の実証事業のアンケート・ヒアリング結果を踏まえて、「良かった点」、「反省すべき点」、「今後の課題」について言及されていた。この中で、特に反省すべき点として、例えば、「ぶらやま」PR ポスターについては、「人目を惹き付ける魅力的で楽しいイメージではない」、「新鮮さが足りない」等の意見があった。また、市内観光に役立つ一人乗り超小型モビリティについては、「バックミラーやサンバイザーがなく運転しづらい」、「ナビがあったほうが良い」、「ブレーキが利きづらい」等の意見が寄せられている。

これらの意見は実際に利用者が目で見て、体験した結果であり、改善に向けて取り入れるべきか否かを検証し、交流人口拡大により一層繋がるような魅力的なポスター作りを検討することが望まれる。そして、超小型モビリティの運行に当たっては、利用者の安全性を確保するために、警察機関をはじめ、関係者の連携・調整を図っている点で現状の県の対応に問題はないが、新たな取り組みであることを踏まえ、予測し得ない新たな課題の把握及び対応が漏れなく、かつ迅速になされることを期待する。

【意見】 MaaSの今後の県域展開について

本事業は、新山口駅から山口市街地を中心として交流人口の拡大へ向けた実証実験を行ったものである。一方で、MaaS そのものは、いわゆる自家用車を除き、電車やバス等の公共交通機関やタクシー等の全ての交通手段をシームレスに繋げて利用できるようにする概念である。そして、この概念は、大都市圏のように公共交通インフラが発達していない地方都市においては注目されるべきものと言える。昨今、高齢者ドライバーによる運転誤操作が原因の交通事故が全国的にも報道され、その数は決して少なくなく、MaaS がこの課題を解決させる一つの手段になり得るとも考えられる。特に、本県では、全国的に見ても高齢化率が高く、また高齢者による自家用車の運転は日常生活でも欠くことができない状況である。

したがって、観光地等を周遊するための環境整備（交流人口の拡大）を図る実証実験で得られた結果を活用し、今後は県域で存在する上記のような地方都市特有の課題解決に繋がる事業展開や関連する他の所管部署へMaaSの効果等の情報共有化が期待される。

（主務課・室 産業戦略部）

ポスターについては、令和3年度に、斬新さ、人目を引き付けることを重視したデザインにより改善を図った。

超小型モビリティについては、令和2～3年度と実証実験を行ってきたことを踏まえ、令和4年4月より、民間事業により運行が開始（社会実装）され、県として、超小型モビリティ導入に係る一定の役割を終えた。

措置済み

（主務課・室 産業戦略部）

交流人口の拡大に向け、山口市街地だけでなく、令和3年度から、萩市、長門市に実証事業の範囲を広げ、さらに、令和4年度からは、宇部市、美祢市にまで範囲を広げ、交通機関の利用状況や満足度などの調査・分析を行い、県内への横展開につなげた。

また、関連する所管部署への情報共有については、イベント毎に情報共有を図ることとしている。

措置済み

6. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業

【指摘事項】 補助対象経費における入会金の取扱いについて
山口県オープンラボ利用促進助成金（以下、「当該助成金」という）について、当該助成金交付要綱第5条第1項で、その対象経費を「施設及び設置機器等の利用料」としており、助成金は当該対象経費に2分の1を乗じて得た額（5万円を上限）としている。また、同条第2項では助成金の対象経費に含めないものを以下のように規定している。

- 対象経費には、次の経費は含めないものとする。
- 一 共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費
 - 二 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
 - 三 その他、県が適当でないと認めた経費

交付要綱を踏まえ、当該助成金の申請者は施設の利用料として、コワーキングスペース利用料を助成金の対象経費として申請している。そして、申請した経費の内訳にはコワーキングスペース利用に際しての初回月極入会金（3,000円）が含まれている。ここで、入会金については、コワーキングスペースを利用するために付随する必要経費とも考えられるが、一方で、上記の対象経費に含めないものとして、「共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費」と明記されており、仮に申請者がテナント等の施設を賃借する場合に礼金を負担したとしても対象経費に含めることはできないこととなる。名目は違うものの、入会金も礼金も返金されることがなく、利用（賃借）に付随して支出を要する点では経済的実態は変わらないと言える（昨今では敷金及び礼金を徴収しない代わりに、入会金や会費という名目で費用が発生する場合がある）。

以上より、助成金交付事務手続きにおいては、可能な限り解釈の余地が排除されて運用されるべきであり、やむを得ず解釈による判断が生じる場合も客観的な検証記録が求められるべきである。なお、当該助成金は令和2年度で終了したとのことであるが、今後の課題として、交付要綱の入念な確認及び、申請時のチェック体制の改善が必要である。

【指摘事項】 補助対象経費における消費税及び地方消費税の取扱いについて

上記のとおり、対象経費に含めないものとして「消費税及び地方消費税」（以下、「消費税等」という）が明示されているが、本件申請者からの助成金申請額は消費税等を含む、いわゆる税込金額を基準に2分の1を乗じて（1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て）助成金を算定している（本件では上限の5万円を申請）。そのため、下記のとおり、助成金申請額が過大となっているため、本来受けるべき助成金額との差額 2,000円は返還を求めらるべきである。なお、下記においては消費税等のみの影響額を算出するため、上記【指摘事項】の入会金等は申請額に含めている。

（主務課・室 産業戦略部）

本事業は令和2年度末に廃止済みであるが、今後新たな補助制度等を創設するにあたっては、要件等における曖昧な点を極力排除するため、交付要綱制定時に入念な確認を行うこととする。

措置済み

（主務課・室 産業戦略部）

令和4年4月に申請者に説明のうえ返還を求め、全額返還された。

措置済み

(単位:円)

	消費税等込	消費税等抜	差額
利用額	107,140	97,400	9,740
利用額×1/2 (上限5万円)	50,000	48,700	1,300
申請額	50,000	48,000	2,000

【指摘事項】 助成金交付申請書における対象経費集計期間の記載について

本件補助金の交付申請書において、対象経費の集計期間(利用期間)は「2020年6月1日～2020年12月31日(7ヶ月)」と記載されており、申請者から提出された事業実施報告書も2020年12月25日の業務記録が最後となっている。しかしながら、実際に添付されている利用料の請求書及び支出の根拠となる振込票は2021年1月分までとされており、集計金額は8ヶ月である。この点、所管部署に質問したところ、実際には2021年1月まで施設が利用(業務が実施)されていることを申請者に電話確認し、備忘記録を付して8ヶ月分の集計で間違いのないものとして処理したとのことであった。

確かに、事業実施報告書において手書きの備忘記録が残っており、真実性における一定の心証は得られるものの、適正手続きの観点からは、やはり申請者からの2021年1月分の事業実施報告書の提出を求め、文書保管されるべきであった。

【意見】 助成金の利用拡充に向けた施策について

当該助成金は令和元年10月1日に制定され、事業化されたものである。そして、助成金の利用実績を見ると、令和元年度は実績0件、令和2年度は上記の通り1件のみである。

結果論とも言えるが、当該助成金は企業間提携等によるオープンイノベーションを促進する趣旨で制定されたものの、上記(8)令和2年度補助金等の概要に示した通り、その適用場面が想像しづらく、利用の利便性は改善の余地がある。なお、当該助成金は令和2年度をもって制度自体が終了したとのことであり、意見に止めるが、補助金や助成金等は事業者によって活用されなければ予算財源を確保した意義が損なわれるため、今後は、適正手続きを経て、より一層有効に事業者に配分されるような制度設計が望まれる。

6-2. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業

山口県産業技術センター

【指摘事項】 予定価格の積算資料について

やまぐち R&D ラボ課題発掘・課題解決等支援業務(以下、「本件委託業務」という)の予定価格(予算限度額)12,000千円について、当該価格の積算根拠を確認しようとしたところ、参考見積書として徴取した資料が残されていなかった。本件委託業務は公募型プロポーザルによって契約の相手方を決めることとされており、応募要領において予算限度額12,000千円が明示されることから、当該金額の設定根拠は重要なものである。

以上より、事後的な確認又は検証可能性の観点からも予算根拠とした資料は適切に管理保存されるべきである。

(主務課・室 産業戦略部)

本事業は令和2年度末に廃止済みであるが、今後新たな補助制度等を創設するにあたっては、実績の報告における添付書類等について、より明確に規定することとする。

措置済み

(主務課・室 産業戦略部)

本事業は令和2年度末に廃止済みであるが、今後新たな補助制度等を創設するにあたっては、有効に事業者に補助金が配分されるような制度設計に留意する。

措置済み

(主務課・室 産業戦略部)

県産業技術センターにおいて、令和4年6月に内部向けの文書通知を行い、予定価格の積算根拠資料の管理・保管の徹底を図った。

当該事業の令和4年度実施分については、積算根拠となる参考見積書を契約手続書類の決裁時に添付し、適切に保存している。

措置済み

<p>【指摘事項】 検査調書の作成について 本件委託業務では、成果物（実績報告書）を受領し、仕様書に照らして業務内容が適正に履行されているかを確認した結果としての、いわゆる検査調書が作成されていなかった。この点、産業技術センターでは検査調書の作成が明確にルール化されていないとのものであった（ソフトウェア開発業務については仕様確認の可否チェック等、検査調書に準じるものが一部見受けられた）。現状では、実績報告書を受領して、内容を確認していたとしても、外観上は明らかとならず、ともすれば実績報告書を受領後にファイルに編纂しただけとも見られかねない。</p> <p>以上より、委託業務が受託者により適正に履行されたか否かを事業実施主体である委託者が最終的に判断した証跡（委託料支払条件）としての検査調書を作成する必要がある。</p> <p>【意見】 委託料の検証について 本件委託業務の仕様書において、以下の通り規定されている（仕様書より抜粋）。</p>	<p>（主務課・室 産業戦略部） 県産業技術センターにおいて、令和3年度の実施分の検査調書を作成するとともに、令和4年6月に内部向けに文書通知を行い、受託者の適正な履行を確認するよう検査調書の作成・添付の徹底を図っている。</p> <p>（主務課・室 産業戦略部） 支出について支弁の対象となるか確認ができる形となるよう実績報告書の様式を変更し、令和3年度実績報告から適用している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 業務の内容</p> <p>(5) 実績報告書の作成、提出 委託業務終了後、速やかに、実績報告書を作成して委託者に提出する。</p> <p>5 委託料の支弁の対象となる経費等</p> <p>(1) 支弁の対象となる経費</p> <p>① 謝金 講師への謝金等</p> <p>② 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料、手当、社会保険料等</p> <p>③ 消耗品費 各種事務用品、テキスト作成等に係る印刷製本費等</p> <p>④ 旅費交通費 講師及び受託者の従業員の費用弁償旅費</p> <p>⑤ 通信運搬費 広告料等</p> <p>⑥ 賃借料 機材借上料、会場借上料、バス借上料等</p> <p>⑦ 雑費 上記①から⑥に含まれないその他の雑費</p> <p>⑧ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用</p> <p>⑨ 上記①から⑧に係る消費税及び地方消費税に相当する額</p> <p>(2) 支弁の対象とならない経費</p> <p>① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費</p> <p>② 土地、建物等を取得するための経費</p> <p>③ 施設や設備を設置又は改修するための経費</p> <p>④ 講座受講者に係る経費（交通費、日当等）</p> <p>⑤ 飲食に係る経費</p> <p>⑥ 当該事業との関連性が認められない経費</p> </div> <p>そして、上記4の規定通りに実績報告書は提出されているが、当該実績報告書の中には支弁の対象となる経費か否かを確認できるような経費科目別の支出実績は含まれていなかった。なお、本件委託業務における受託業者からの請求書の内容は下記（参考）の通りであり、請求書の内容だけでは全て支弁対象経費であることが外観上判明しない。また、見積書と請求書では合計金額は一致しているもの</p>		

の、項目別には数量や単価等の金額が組替えられており、組替内容も明確ではないため、端数を含めて業務管理費（一般管理費）で調整して請求合計金額を見積書に一致させたとも見られかねない。

この点、口頭でのやり取りにより経費の適正性について確認をしたとのことであったが、仕様書に反した場合には一部又は全部の返還を求める条項があることを踏まえると、産業技術センターにおいて、上記仕様書5に規定される科目レベルで支弁対象経費か否かを実績報告書受領時点で確認することが必要であり、その過程が文書として保存されるべきであったと言える。

以上より、実績報告書における支弁対象経費の確認手続きをより一層精緻化することが望まれる。

(参考) やまぐち R&D ラボ課題発掘・課題解決等支援業務の請求書

(単位：円)

No.	項目	数量	税込単価	税込金額
1	取り組むべき課題の発掘業務			
	・業務企画・運営費	20 人日	70,000	1,400,000
	・アンケート調査実施費	1 式	758,403	758,403
	・ヒアリング調査実施費(企業取材の準備・実施・まとめ)	15 人日	70,000	1,050,000
	2 県内企業等連携グループ組成業務			
	・業務企画・運営費	10 人日	70,000	700,000
	・ビズラボ業務実施費(事前準備、打ち合わせ等)	20 人日	70,000	1,400,000
	・県外向け広報(雑誌記事掲載費用)	1 式	800,000	800,000
	・県外向け広報(メール配信費用)	1 式	300,000	300,000
	・記事およびメール原稿制作費	1 式	100,000	100,000
	3 伴走型支援業務			
	・業務企画・運営費	15 人日	70,000	1,050,000
	・外部ファシリテーター・コンサルティング費	4 名	440,000	1,760,000
	・ビズラボ運営費(第1回)会場費(山口グランドホテル)	1 回	355,331	355,331
	・ビズラボ運営費(第2回～4回)オンライン運営費	1 式	1,118,517	1,118,517
	・ビズラボ運営費(第1回～4回)受付管理等	1 式	143,880	143,880
4 業務管理費	1 式	—	943,869	
	合計			11,880,000

6-3. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業

やまぐち産業振興財団

【指摘事項】 検査調書の作成漏れについて

(公財) やまぐち産業振興財団(以下、「産業振興財団」という)の内規である、「契約における随意契約の取扱いについて」第11条(一部を抜粋)によると、以下のよう規定されている。

11 検査後の処理は、次によるものとする。

(1) 検査職員は、物品購入等の契約についての給付の完了を確認したときは、直ちに検査調書(別記様式2又は3)を作成すること。

なお、この場合において、契約金額が150万円を超えないものであるときは、検査職員が当該契約にかかる納品書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印して検査調書に代えることができる。

ここで、上記(2)～3に示した委託契約(ポータルサイトのページ追加)について、検査調書が残されていなかった。ポータルサイトのページ追加であるため、目視により内容を確認したとのことであるが、その確認の事実是客户

(主務課・室 産業戦略部)

措置済み

指摘を踏まえ、起案、決裁手続きの厳格化に取り組むこととした。

加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施。なお、プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。

今後も定期的に研修を行い、体制強化に努める。

<p>観化されるべきである。</p> <p>以上より、当該委託業務の金額（32,670円）から、検査調書の作成は不要であるが、内規に則り、納品書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印等を残すべきである。</p> <p>【意見】OB人材出身企業の機密情報流出対策について</p> <p>「やまぐち高度技術者・研究者 OB 等人材バンク事業」（以下、「OB人材バンク」という）では、県内大手企業等で専門知識や技術などを有する OB 人材を WEB サイト「OB人材バンク」を通じて県内企業に紹介することで、特に、県内中小企業者等の研究開発力・技術力の強化等を促進することとしている。中小企業者にとっては、専門人材からの助言や指導を受けられることから、活用機会の裾野は広いものと期待され、いかに多様な OB 人材が OB 人材バンクに登録されるか否かが重要となる。</p> <p>一方で、OB 人材バンクに登録する OB は、主に大手企業等の出身者で構成されており、大手企業独自のノウハウや知的財産権といった機密情報の流出を危惧して、OB の紹介等に不安を感じる大手企業も存在すると思われる。また、意図せずに助言指導等の過程で当該機密情報に抵触する可能性もゼロではない。</p> <p>したがって、OB 人材のみならず、OB 人材を輩出する大手企業や、助言指導等を希望する中小企業者等の三者を保護する観点からも、機密情報流出に対する守秘義務の徹底や、守秘義務が解除される合意の在り方等について対策を講じ、配慮することが望ましい。</p> <p>【意見】OB人材バンクの制度周知について</p> <p>OB 人材バンクは令和元年度に創設されており、OB 人材の登録者数は令和2年度末時点で累計 67 人、OB 人材の活用を検討する登録企業数は同時点で 39 社である。中小企業者にとって研究開発力・技術力の強化を図るべく、OB 人材が活用されるためには、OB 人材の登録者数や登録企業数の拡充が必要である。そして、そのためには、まずは制度の周知徹底を図ることが必要となる。この点、OB 人材バンクのリーフレット（23,000 部）を作成し、県内各商工会議所の実施する会員向けチラシ同封サービスを利用し、普及を図っている。また、令和3年度には普及促進のためのイベントも企画しているとのことであった。</p> <p>制度を浸透させるうえでは、広告やイベントは有効な手段ではあるが、費用対効果の検証も継続的に行い、より一層の制度周知が期待される。なお、商工会議所へのリーフレット配布を計画する際に、大手企業数の少なさから山陰エリアを対象外と判断した中で、山陽エリア、かつ、大手企業も存在する光商工会議所が配布対象から漏れていたことは、県域への制度周知の点で十分性を欠くため、情報提供先の網羅性確保にも留意が必要である。</p> <p>7. 高度産業人材確保事業</p> <p>【意見】補助制度への申込者数について</p> <p>山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金制度（以下、「本制度」という）の申込者数は以下のとおりであり、ここ数年 20 人前後で推移している。なお、実際の補助金交付は申込（採用）の 2 年後であり、令和2年度では平</p>	<p>（主務課・室 産業戦略部）</p> <p>退職者の機密保持等については、企業と退職者の間での取り決めに基づくものであり、本来、本事業において介入するものではないが、県の指示に基づいて注意を促すこととした。</p> <p>（主務課・室 産業戦略部）</p> <p>意見を踏まえ、リーフレット配布のほか、企業、関連団体等への訪問活動を強化するなど、一層効果的な制度周知に取り組むこととした。</p> <p>また、リーフレットの配布に当たっては周知エリアが偏ることのないよう、配布計画策定時に入念な確認を行うこととした。</p> <p>（主務課・室 産業戦略部）</p> <p>これまでの広報に加え、令和4年度は SNS を活用したターゲティング広告を新たに実施しており、また、県外大学に対しては、可能な限り訪問による周知活動を実施することとしている。さらに、県</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------------------

成29年度申込者までが補助金交付実績として計上される。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
申込者数	22	17	20	16	6	11

また、本制度の対象者要件の要約は以下のとおりである。

- ① 理系大学院又は薬学部で高度な知識を習得する者
- ② 奨学金の貸与を受ける学生
- ③ 県内の製造業で就業することを希望するものが一定の条件を満たした場合

上記のように、求めているのは高度産業人材であるため、補助金の対象として相当程度厳格な要件が規定されている。そのため、要件①のように現状の対象範囲は限定的であり、申請段階でその数は相当程度絞られると予測される。一方で、対象となる大学等は県内に限らず全国が対象であり、募集対象としている大学等の数は210校に及ぶことを考えると、潜在的には対象者が広く存在していることは十分に考えられ、本制度の周知が進めばより申込者数は増加する可能性は高いと言える（出身地が山口県である等の制限はない）。

現状、県としては対象210校に資料を送付するとともに、東京、名古屋、京都、神戸、岡山、広島、福岡に年1回の学校訪問を予定している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学校訪問は中止した）。また、一部の大学等では学校の窓口を通して、資料の配布や学生へ本制度の周知を依頼するなどの募集活動は行っているものの、学校内での説明は各大学等に任せている状況であり、どの程度学生に周知されているかは不明な部分が多い。さらに、県外の大学等の大部分は資料を送付するのみという状況である。

本制度の目的に鑑みると、確実な比例関係にはならないが、申込者数が多いほど、より優秀な人材を確保できる可能性は高まるはずである。そのため、今後は大学等及び学生への積極的な募集活動により潜在的な対象者を発掘し、まずは本制度の申込者数を増加させる施策を検討するべきと考えられる（新型コロナウイルス感染症の影響があるとしても、昨今では主流となりつつあるオンラインでの説明会を学校側協力の下で開催する等）。

また、例えば、理系大学院の要件を一部専門的な学部まで緩和することや、県内の製造業のみならず、他の業種に広げる（令和3年度には情報サービス業が追加されている）など、高度産業人材の枠組み（対象者の範囲）を拡大することにより、申込者を増加させることも検討の余地はあると言える。

なお、参考までに近隣の大学院生の在籍総数（各大学等ホームページより抜粋）を記載すると以下の通りである。

（当該補助金の対象となる大学院生の数ではない）。

内大学に対しては、大学と連携し、学生向けの制度説明会の開催等により、制度の周知活動を強化することとした。こうした取組後もなお、定員割れが継続する場合は、県内企業等の意見を踏まえながら、制度の見直しについて不断の検討を行っていく。

- ① 山口大学 1,419人（令和3年5月1日現在）
- ② 広島大学 4,435人（令和3年5月1日現在）
- ③ 九州大学 6,886人（令和3年5月1日現在）
- ④ 九州工業大学 1,566人（令和3年5月1日現在）

【意見】 補助制度の対象者数に係る調査について

上記のように本制度の対象者は相当程度厳格な要件が規定されており、誰でも申込できるものではない。対象範囲が限定的な中で、成果指標の目標値を正確に定めるためには、潜在的に対象者がどの程度存在するかを把握する必要があると考えられる。

この点、現状、県としては、全国に潜在すると思われる対象者の人数等の調査は行っていないとのことである。確かに、奨学金制度の利用状況は個人情報も含まれるため、情報収集は容易ではない。また、県内の製造業に就業希望か否か等は本人の内面的なものであり、その確度も様々である。しかしながら、理系大学院又は薬学部の補助対象の組上に載る学生数については調査可能と考えられる。対象大学等は全国に210校あり、全ての大学等で調査可能であるかは不明であるが、少なくとも潜在的な対象者が多いと推定される山口県及び近隣大学等について、補助対象となり得る母集団を把握し、効果的かつ効率的なアプローチ施策による本制度の申込者数増加（ひいては、高度産業人材の確保）が期待される。

【意見】 補助制度の最終県内配属者数について

本制度における、採用対象者数及び最終県内配属者数は以下のとおりである。最終県内配属者数は申込年度の2年後の人数である。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申込者数	22	17	20	16
制度採用対象者数	22	17	20	16
最終県内配属者数	4	6	10	6

上記のように本制度対象者として採用されたとしても、本補助金交付要綱第11条に規定されているように、大学院修了等の後、翌年4月末日までに対象企業で就業しなかった等の要因により対象者の決定の取り消しとなる可能性があるため、制度採用対象者数と最終県内配属者数は一致しない。

具体的には、例えば、採用対象者が県内の製造業等の対象企業への就職を希望したとしても就職活動等の過程で必ずしも就職が確約される状況にないこと、大学院等での修学過程において志望が変わることによって本制度の対象企業に就職しない選択をする等が挙げられ、上表のように最終県内配属者数が採用対象者数から一定数減少することは想定できる。つまり、本制度が活用され、高度産業人材を確保するという目的達成のためには最終県内配属者数をいかに増加させるかが重要となる（なお、先述の1つ目の【意見】は第一段階として、潜在的な申込者数をいかに拾い上げるかという視点である）。

（主務課・室 産業戦略部）

県内大学及び近隣大学に対しては、可能な限り直接訪問による広報活動を実施することとし、その中で、対象となり得る母集団の規模を確認することとした。

措置済み

（主務課・室 産業戦略部）

制度対象者の県内就業を促進するため、企業見学会等の就職支援に取り組むこととしている。また、令和4年度は、制度の理解促進に向けたリーフレットを新たに作成し、広報活動に活用するとともに、県内企業に対し、同リーフレットの送付並びに制度周知に係る文書を発出した。なお、制度対象者が結果的に補助を受けられなくなる点に関しては、平成30年度に制度を緩和したところであり、その効果を見極めながら、不断の検討を行っていく。

措置済み

この点、現状では平成27年度から平成30年度までの制度採用対象者数累計75名のうち最終県内配属者数累計26名の割合は約35%であり、事業目的達成度合いの観点では必ずしも十分とは言えない。

令和2年度において、県は制度採用者を対象として、県内企業7社の協力を得て、リモート形式による企業説明や社員との交流会を実施する等の取り組みを進めているが、最終県内配属者数をより一層増加させるために、制度採用対象者と県内対象企業とのマッチングの機会の創出・拡充（県内での就職活動の支援強化）や、採用する企業側（特に県外に本支店や営業所、工場等がある企業）にも本制度の対象者であることを理解してもらいつつ、企業側の人事を妨げないように最終県内配属者数を増加させる仕組みを構築する等、高度産業人材の増加に繋げていくべきであると考えられる。また、今後の課題として、申請者本人が県内配属を希望したものの、企業側の人事裁量により初年度から県外配属が続いた場合に、結果的に補助が受けられなくなる可能性がある点については、公平性に配慮しながら制度を補完する救済措置の検討が望まれる（現状の制度下では、県内対象企業に就業後12年間のうち、県内就業期間（最大6年間）が補助対象期間とされており、当初就業後12年間以上が県外配属になると結果的に補助は全く受けられず、補助対象期間の6年間の県内配属を満たさなければ補助金の一部交付を受けられない）。

8. 自動車新時代イノベーション創出支援事業

【意見】事業化の実現可能性の分析について

本件、やまぐち産業イノベーション促進補助金（自動車関連分野）の交付要綱第13条では、補助事業の事業化について、「補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。」と規定している。そして上記（7）令和2年度補助金等の概要に示した通り、事業化の結果から生じる成果指標を掲げて補助金交付の効果を測定することとしている。

本件では、令和3年度～令和5年度までの3期間を事業化計画期間として申請者により工程表が作成されており、審査委員会においても成果指標に関する疑義は出ていない。

しかしながら、令和3年度の売上高計画値に対して、その僅か2年後には約26倍の売上高を達成することとしている（上記（7）補助金の効果測定で示した通り、数値を公表していないため詳細な目標値の記載は省略する）が、その具体的な根拠（積み上げ）資料は残っていない。この点、確かに、裾野が広い自動車産業分野で事業化できれば達成可能とする判断も理解できるが、あくまでも「事業化できれば」という定性的な情報による仮定や蓋然性が前提での判断に過ぎず、その仮定を裏付けるための、より具体性のある定量的な検証過程が見られない。特に、上記の通り、補助金交付期間を経過した後も補助事業の事業化に努めるべきとしていることから、事業者が補助金交付のない状況に置かれることとなった場合に、それでも事業化の達成は必須事項と事業者自身が判断するかについては不明である。

したがって、一般財源（公費）の投下もなされる以上、県としては、事業期間内における、毎事業年度の計画の実

（主務課・室 産業戦略部）

当該補助事業については、令和2年度の採択後、毎年度、外部委員による審査委員会を開催し、当該審査会において、「事業化の実現性」を審査項目として審査している。

意見を受け、当該補助金の新規採択に係る審査を行う場合は、事業計画書における「事業化の見通し」項目について、詳細な説明を求めるよう検討しているところである。

改善途中

<p>現可能性及び、補助金交付の妥当性をより詳細に補足することが望まれる。</p> <p>9. 地域中堅・中核企業支援事業</p> <p>【意見】 地域中堅・中核企業の定義及び支援先選定基準について</p> <p>本事業では地域中堅・中核企業の支援が掲げられているが、地域中堅・中核企業は県の用語であり、具体的に何を指すのかについて明示されていない。公金支出の正当性を図る観点からは、どういった企業が事業の対象者に該当するかを示し、現在は該当しない企業者であっても目標とすることで中堅・中核企業の裾野が広がりを見せ、ひいては地域経済への更なる波及効果を得ることが望まれる。また、本事業において、地域中核企業創出・支援カンファレンスチームが、限られたリソースで効率的に活動するため、各年度で特に支援強化に取り組む中堅・中小企業を一定の基準により選定するが、当該選定基準に該当しない選定企業についてはその理由を明確にすべきであり、効果的・効率的な支援施策の在り方に改善の余地がある。さらに、商工労働部（主に中小企業者等への施策を展開）等との部署を超えた情報連携を深め、今後も継続的に新たな中堅・中核企業が創出されることが望まれる。</p> <p>【意見】 カンファレンスチーム構成員の守秘義務について</p> <p>地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム（外部機関）は、民間金融機関及び大学法人並びに県の財政援助団体等で構成されている。また、金融機関の中でも特定の個人を対象に、やまぐち地域中核サポーターとしての任を委嘱している。そして、当該カンファレンスチームは中堅・中核企業における企業情報を収集する立場にあり、機密事項に触れるケースも想定される。</p> <p>この点、金融機関として情報管理や秘密保持等への意識は高いものと推察されるが、取り扱う情報の性質上、万全を期すためにも守秘義務の徹底を文書で示し、受嘱に際してはカンファレンスチームで知り得た情報は第三者への漏洩のみならず、自己の業務に利用しないことも含め、誓約書入手する等の管理が望まれる。</p> <p>【意見】 カンファレンスチーム連絡会議の欠席について</p> <p>令和2年度（令和3年3月22日）に開催された地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議の要旨について業務報告を確認したところ、出席者一覧の中で欠席者が複数名確認された。</p> <p>当該会議はWEB会議であり集合開催よりも移動の負担が少ないこと、様々な視点で多様な意見を集約することがより事業の有効性を高めることになり得ること等を踏まえると、カンファレンスチームの就任を承諾した者が可能な限り揃うように（急遽欠席となることもあるが）、事前の日程調整等を十分に行い出席の調整を図るべきである。そして、やむを得ない場合は、代理出席の依頼により各機関から出席者を確保出来る体制が望ましい（特に個人で就任を承諾した地域中核サポーターではない場合は、代理出席でも弊害は少ないと想定される）。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>令和4年5月に実施した地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議において、選定基準を整理・明確化した。</p> <p>また、部署を超えた情報連携について、令和4年度より、地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム内で使用する情報共有シートを作成し、より緊密に情報共有を図ることとした。</p> <p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>令和4年5月に実施した地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議において、改めて守秘義務について確認し、徹底を図った。</p> <p>(主務課・室 産業戦略部)</p> <p>令和4年5月に実施した地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議より、担当者の都合がつかない場合には代理出席を依頼することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------------------

<p>【意見】 事業の成果指標について 事業の成果指標として、地域経済牽引事業計画の承認数及び地域経済牽引事業による付加価値増加額が設定されている。ここで、当該計画は、地域未来投資促進法により国（経済産業省）が主導する基本方針に基づいて、各都道府県等が基本計画を作成し、当該基本計画に基づき事業者が作成するものである（都道府県知事が承認）。そして、当該計画は、中小企業者等のみならず、いわゆる大企業も作成しており、本県においても成果指標として掲げた数値（上記の事業の成果指標等参照）は中小企業者等と大企業を併せたものとなっている。</p> <p>地域経済への波及効果の点では、大企業を含む全体で測定されること自体は理解出来るが、当該事業（地域中堅・中核企業支援）の成果としては、大企業の影響を排除した数値指標を参考値としてでも使用する意義はあると考える（例えば令和2年度では付加価値増加額が目標値を表面的に上回っているものの、内容別では、一部の大企業が牽引した結果であり、中小企業者等は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が前年度を下回り、付加価値額の算定上は減少傾向であったとのことである）。</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) 令和4年5月に実施した地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議において、大企業の影響を排除した数値を整理し、説明を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>10. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業</p> <p>【指摘事項】 仕様書への準拠性について 「水産インフラ輸出構想展開支援事業」について、下記の仕様書に基づく、業務が履行されていない。本委託業務は、上記（6）で記載した通り、水産インフラ輸出構想の具現化を図るため、構想に参画する企業がベトナム国キエンザン省での事業展開を図る取組を支援することを目的としている。</p> <p>仕様書（3委託業務内容）によれば、以下のように規定されている。</p> <div data-bbox="161 1263 847 1505" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(6) 現地での事業展開等に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地企業とのマッチング会の開催（準備行為を含む。） ・「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の実証成果説明会の開催（準備行為を含む。） ・マッチング会及び実証成果説明会開催に向けた現地企業やニーズ等に関する情報収集及び参加者の募集 </div> <p>そして、新型コロナウイルス感染症の影響や独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業の遅れにより、現地でのマッチング会は、WEB 上でのマッチング会に変更され、実証成果説明会は令和2年度内では開催されず、延期となった。当該状況にも関わらず、それらに伴う委託業務仕様書の変更や変更契約はなされず、当初の委託業務仕様書のままで検査結果は合格とされていた。この点、所管部署としては、委託契約第24条に基づき、令和2年10月28日に県庁において受託者（（株）YMFG ZONE プランニング）と今後の事業の進め方等に関する協議を行った上での対応であった。</p> <p>しかしながら、業務委託の検査は、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき厳正に行うことが求められており、下記で示した委託料の検証状況も踏まえ、やはり妥当性を欠くことは否めず、令和2年度中に判明した事実に基づいて、本来は予定価格の見直しをはじめ、仕様書内容を改</p>	<p>(主務課・室 産業戦略部) 指摘を受け、令和3年度以降の業務については、コロナ等により業務内容を変更し、結果的に契約金額の変更が生じない場合において、委託契約に基づく協議のみで処理するのではなく、変更契約により仕様書を変更することとした。</p>	<p>措置済み</p>

訂し、変更契約を行うべきであった。

【指摘事項】委託料の検証について

上記委託業務について、見積額と実績額は下表（参考）の通りである。これによれば、第一に、人件費（人件費比例となる販売管理費を含む）が大幅に増額となっている。当該増額の内容は、受託者（株）YMFZ ZONE プランニングからの実績報告書に付属する活動報告を見る限り事実であるが、一方で、なぜそこまで増額が必要となったのかに係る客観的な記録が残されておらず、当初の見積書の精度に疑念が残ると見られかねない。次に、当初現地で開催予定のマッチング会や延期となった実証成果説明会の費用について、見積額として外国旅費（500 千円）、その他海外経費（1,000 千円）、マッチング会現地会場費（500 千円）の 2,000 千円が海外関連経費として計上されていた。これらについて、延期決定前に事前準備等で支出した経費も一定程度あるとは思われ、実績額も少額の計上に止まっているものの、そもそも、仕様書に合致しない状況下において、予算の見直しが必要であったと考える。

さらに、再委託として再委託契約料（アドバイザー経費）4,500 千円について、マッチング会開催経費として 1,086 千円が（株）オリエンタルコンサルタンツグローバル（再委託分）の経費に突如として計上されているが、当初マッチング会自体は受託者（株）YMFZ ZONE プランニングによる会場費負担（500 千円）で行う予定であったものであり、再委託分の経費に計上されたことは先述の海外関連経費が充当されたとも見られかねず、疑問である（再委託承認申請書においても業務内容にマッチング会開催に関する記載はない）。これらの結果、委託料の当初見積額と実績額とは全体額で完全に一致している。そして、受託者実施分と再委託実施分でちょうど増減が土の関係に収まっており、実績報告書に基づく実績金額の根拠数値はあるものの、差異発生に係る適否を詳細に検証した記録がなく、支出の妥当性が明らかとならないため、合理性の判断をしかねる状況である。

（参考）見積額と実績額の比較

（単位：円）

項目	見積額	実績額	差額
（株）YMFZ ZONE プランニング分			
人件費 1	850,000	2,962,299	2,112,299
人件費 2	800,000	297,500	△502,500
人件費 3	275,000	497,500	222,500
人件費 4	275,000	153,125	△121,875
人件費 5	800,000	175,000	△625,000
人件費 6	800,000	1,198,750	398,750
国内旅費	250,000	33,000	△217,000
外国旅費	500,000	0	△500,000
その他海外経費	1,000,000	49,500	△950,500
マッチング会現地会場費	500,000	0	△500,000
販売管理費（人件費×10%）	380,000	528,417	148,417
値引き	△20,909	0	20,909
小計	6,409,091	5,895,091	△514,000
消費税（10%）	640,909	589,509	△51,400
合計（①）	7,050,000	6,484,600	△565,400

（主務課・室 産業戦略部）

指摘を受け、令和3年度以降の業務については、年度末に提出する成果報告書において、事業費の項目別の実績見込み金額と見積金額との対比表を作成し、著しい乖離が生じている項目については、その要因分析を記入するよう、受託者に指示し、その適否を検討した記録を残すこととした。

措置済み

アドバイザー経費（株）オリエンタルコンサルタンツグローバル分（再委託）			
人件費	3,700,000	3,851,000	151,000
マッチング会開催経費	0	1,086,096	1,086,096
外国旅費	500,000	0	△500,000
通訳費用ほか	300,000	76,904	△223,096
小計	4,500,000	5,014,000	514,000
消費税（10%）	450,000	501,400	51,400
合計（②）	4,950,000	5,515,400	565,400
事業合計（①+②）	12,000,000	12,000,000	0

【意見】水産インフラ輸出構想の具現化について

本事業は、漁獲、加工など一連の水産関連企業の立地がある本県の強みを活かし、県内企業による、ベトナム国キエンザン省に対する漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムのパッケージでの輸出に向けた取組を支援するために、平成30年度に県内企業3社のJVによるJICA事業採択のための、申請書作成支援等を委託事業として実施している。

また、本事業では、水産インフラ輸出構想研究会やマッチング商談会も行われているが、現状では実際の参加者はJICA採択の上記3社に加え、1、2社にとどまっている。3年前の事業開始時から増加も見られず、本事業に関しては他の県内企業への広がりが見られない（マッチング会開催の案内は行われたようだが、結果的に十分な実績に結びついていない）。そこで、例えば、輸出に関する現状やベトナムの状況等、水産業を中心に関連業種へ向けても講習会等で広く周知する必要があると思われる（現状では、特定の事業者のための事業となっている）。

今後も3年間は事業が続くとのことであるが、本来の最終目標である水産インフラの輸出を実現できるような今後の事業展開が期待される。

【意見】事業の成果指標について

本事業の成果指標は、JICAなど国等の支援メニューを活用した事業件数（累計）として、目標：5件（令和2年度末）、実績：4件（令和2年度末）となっている。そして、例えば、今回実施したオンライン研修について、国（経済産業省）の事業としての支援メニューを活用したため、件数として計上されているが、それは本事業の目的である水産インフラの輸出や事業展開実現のための手段の一つであり、成果とはなりえないと思われる。また、当該件数は、成果というよりはアウトプット（活動）である。やはり、成果としては、水産インフラ輸出の実現件数やマッチングの実現件数とすべきである。

11. 県内創業・事業承継促進事業

【意見】補助事業の継続について

空き店舗活用創業促進事業は平成30年度より開始し、令和2年度まで実施されており、創業件数の推移としては下表の通りである。

	創業目標件数	創業件数	達成率
平成30年度	5人	3人	60%
令和元年度	12人	5人	42%
令和2年度	17人	10人	58%

（主務課・室 産業戦略部）

これまで、水産インフラ輸出構想研究会の入会チラシを作成し、山口県海外ビジネス研究会の会員に配布するとともに、構想に関心のある企業との意見交換を行ってきたところだが、意見を踏まえ、今後、山口フィナンシャルグループのネットワークも活用して、県内の水産関連企業への個別訪問の取組を強化するとともに、JICA実証事業の成果を県内企業にPRし、研究会に参画する企業の裾野の拡大に努める。

改善途中

（主務課・室 産業戦略部）

本事業の成果指標はやまぐち産業イノベーション戦略（第1次改定版）で定められているものであり、計画期間が令和5年度までとなっていることから、同計画の改定時に、意見を踏まえ、成果指標の見直しを検討したい。

改善途中

（主務課・室 商工労働部商政課）

平成30年からの3年間で、空き店舗の活用に係る創業支援について、各支援機関の連携を定着させることができたことから、令和3年度以降は、山口県商店街振興連合会の自走により、支援体制の提供が可能であると判断されたため、当事業を令和2年度で終了とした。

令和3年度以降も、山口県商店街振興

措置済み

また、県による事業の評価を要約すると以下のようになっている。

事業の評価	A	B	C	評価の理由
目標達成度		○		創業件数について、今年度の目標 17 件に対し、10 件となった。
成果の利用・定着度		○		各支援機関との間に創業支援における連携の関係を定着させることができた。
総合評価		○		創業件数は目標に達しなかったものの、当事業を実施したことで、各支援機関との間で構築出来た関係性を今後も活用することで、創業件数が伸びると見込まれる。

評価基準

- A：計画どおり又はそれ以上の成果につながり、効果があった。
- B：一定の成果・効果があったが、改善すべき余地もあった。
- C：事業実施体制、実施方法等に改善すべき問題があり、効果もなかった。

これらを踏まえ、空き店舗活用創業促進事業は令和2年度で終了とのことであったが、上記創業件数の推移表の通り、創業件数も右肩上がりであり今後の展開にも期待ができること、また、県としての総合評価もA評価ではなく、B評価である点で改善の余地も残されていたはずである。創業支援は県の政策上も重視される場所であり、予算財源との比較衡量もあると思われるが、特に、空き店舗の活用は商店街振興等にも資する点で今後も関連施策の中でも事業展開が望まれる。

11-3. 県内創業・事業承継促進事業 やまぐち産業振興財団

【指摘事項】 起案書の記載様式について

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】 女性創業応援やまぐち（株）の業務評価について

女性創業応援やまぐち（株）に対する運營業務委託の仕様書では、委託契約期間について、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」と記載があり、特記事項として「翌年度以降は、当該年度の県の予算措置及び業務を当財

連合会において店舗活用創業応援センターが引き続き運営されており、各関係機関の連携の上、空き店舗の活用に係る創業支援の体制が確保されている。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

指摘を踏まえ、起案、決裁手続きの厳格化に取り組むこととした。

加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとした。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

運営委託する施設における施設利用者数や相談・指導回数、セミナー開催の満足度調査での評価、他機関等との連携状況の数値での評価を実施し、その数値と

措置済み

<p>団が県から受託することを前提として、業務の履行状況が良好であった場合に限り、当該契約の相手方と随意契約を行う場合がある。」と記載している。</p> <p>ここで、「良好」の判断基準であるが、入居者の状況等を確認し、毎年度末の審査会で判断することとしているが、一定の判断基準がなく、その時々で区々となってしまうおそれがあり、曖昧な状態であるといえる。</p> <p>したがって、「良好」の判断基準は、事業継続の可否に関する重要事項であり、審査会を踏まえて決定するとしても、極力恣意性が排除されるべく、一定程度の客観性（透明性）が求められる。</p> <p>12. 中小企業クラウド型RPA 共同利用化推進事業</p> <p>【意見】委託料（委託費精算報告書（実績額））の検証について</p> <p>委託先が提出した委託費精算報告書において、契約額と支出額が各費目レベルで完全に一致しているが、その詳細についての検証が行われていない。</p> <p>当該報告書による評価は、単に契約額の範囲内に収まっていることを確認すれば足りるものではない。委託先の業務実施状況について会計の側面から事後評価を行い、翌年度以降の事業に反映させることが求められる。また、委託先が業務コストの削減努力をしているか否かについて、委託元（事業の実施主体）である県が関知していない点は問題である。委託先の管理・指導が適切に行われることを期待する。</p> <p>13. やまぐちキャッシュレス化実現事業</p> <p>【指摘事項】委託業務の検査及び承認体制の形骸化について</p> <p>業務完了報告書に一部の委託業務に関する仕様書で定める業務の記載がないにも関わらず、検査調書では何らの指摘もないまま合格通知が発行されている。検査職員は、記載されていない業務の実施状況について把握をしないまま、検査を完了している。</p> <p>仕様書及び委託契約書において、受託者は業務の成果に関する報告書を提出しなければならないと明示されていることから、受託者は、仕様書の各業務内容について書面により実績報告を行う必要がある。また、業務委託契約事務取扱要領では、委託業務の検査の方法について「契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき、成果品、業務日誌及び実績報告書等を確認し、委託した業務が適正に履行されているかを検査すること。」「検査の結果、履行内容が適正でないとは判断されたときは、契約の相手方に補正等の指示をすること。」と規定している。検査職員は、報告されていない業務については受託者に報告書の提出を求め、再検査を行う必要があった。</p> <p>なお、当該業務の実施状況についての聞き取り調査が、検査職員とは別の担当職員によって行われている。しかしながら公文書として残していないため、情報は引き継がれていない。当該報告は、今回の事業のフィードバックや、今後のキャッシュレス決済の導入推進において有用な情報となりうるものである。その報告書がなくとも合格通知が発行されている現状からは、委託業務の検査及び承認体制が形骸化していることを推察せざるを得ない。また、担当者の異動が容易に想定される組織や人員配置であるにも関</p>	<p>年度末の審査会での判断を基に令和4年度事業の契約を締結することとした。</p> <p>（主務課・室 商工労働部商政課） 令和4年度以降の事業実施に当たっては、業務委託の実績報告を適正に確認・評価することとした。</p> <p>（主務課・室 商工労働部商政課） やまぐちキャッシュレス化実現事業は令和3年度に既に廃止済であるが、今後、業務委託の検査においては、業務委託契約事務取扱要領に則り適正に実施するよう、改めて課内に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

<p>ならず、記録が適切に残されていない点も問題である。</p> <p>コストをかけて実施した事業の成果は、事業の規模に関わらず、次年度以降の何らかの事業に役立てることが当然に期待される。単年度思考で事業を実施するのではなく、事業目的を達成するために事業を実施し、その結果について年度ごとに振り返る視点をもつことが望まれる。また、職員の教育や承認体制についても見直しを行うことが求められる。</p> <p>14. 若者県内定着促進事業</p> <p>【意見】 事業の成果指標について</p> <p>負担金は、編集委員会が実施するサイト構築費用に充当されることから、当年度の成果は当該サイトを作成して公開する点にあるとし、県としての成果指標は設けていない。</p> <p>当事業は、サイト構築のみに限定すれば当年度が初年度となるが、県商工労働部部長を委員長とする編集委員会が平成23年度から実施している継続事業である。過年度の事業の成果を振り返る指標や、当年度の事業目標が設定されていない状況で、編集委員会が行った事業の有効性について適切に評価することができるとは考え難い。また、そもそも負担金は、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるが、反対給付として特別の利益を享受するものであり、負担金という経費支出に対して県が受けた利益（効果）は測定されなければならないと考える。</p> <p>事業の効果測定が可能となる時期に囚われることなく、事業全体の観点から評価を行うことが求められる。</p> <p>14-2. 若者県内定着促進事業</p> <p>【意見】 事業の成果指標について</p> <p>事業の成果指標として、山口しごとセンター（以下、「センター」という）の就職決定者数を設定している。これは、センターに登録した者のうち、就職が決まった者の人数であり、大学生等以外の一般求職者数も含まれている。</p> <p>当事業は大学生等を対象とした事業であるため、事業評価を適切に行う観点からは、評価指標についても大学生等に限定する必要がある。また、令和元年度から開始したスマートフォン向けアプリを利用した情報発信事業は、センターに登録していない大学生等に対しても有用な施策である。状況に応じて事業内容の見直しを行うのと同様に、成果指標自体の妥当性についても適宜見直しを行い、適切な事業評価並びに事業改善につなげることを期待する。</p> <p>15. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業</p> <p>【意見】 事業の成果指標について</p> <p>本事業は、前身の事業（平成25年度開始の次世代産業クラスター形成事業）からのセミナー活動や、展示会開催の積み重ねによる成果が令和2年度事業化件数15件という結果を導いている。そして、担当者に調べてもらったところ、支援を開始した事業年度の内訳は平成25年度：3件、平成26年度：2件、平成28年度：1件、平成29年度：1件、平成30年度：3件、令和元年度：1件、令和2年度：4件である。このように、本事業の成果の発現時期は一般的に、その契機となった活動（本事業で開催したセミナー</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>当事業の目的は、山口県の工業の強みや特色等について、小学生の頃から理解を深めてもらうことにより、もって産業人材の育成・確保につなげることである。</p> <p>今後、この目標の達成に関し、どういった指標で評価すべきか、編集委員会の意見も踏まえ、評価指標を定めることとする。</p> <p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>意見を踏まえ、令和4年度から、当該事業の成果指標を「大学生等の県内就職決定者数（山口しごとセンター登録者）」に変更した。</p> <p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>令和4年1月に、案件化の契機となった支援活動開始年度ごとに事業化件数を整理・分析した。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	---

活動等)から数年後になることが多いことが分かる。
したがって、県としては当事業年度の案件化件数のみを把握するのではなく、本事業の成果を適切に評価するためにも、案件化の契機となった支援活動開始年度ごとで整理し、成果とそれを獲得するために要した費用をより詳細に分析できるような状況を整えておくべきである(事後検証により、何が良くて成果に結実したかを整理することで今後の事業展開に活用され得る)。また、そもそも事業の成果指標としては、前身の事業活動の成果を含んでいる案件化数だけでは各年度単位での活動の評価を適正に行うことができないため、一事業年度内に事業化を達し得ない場合、事業化件数を目標値とすることは効果測定の観点では不十分である。

【意見】 事業予算について

上記(2) 予算額と決算額の3期間推移の通り、令和元年度の当初予算額の執行状況は52.64%であり、令和2年度と同割合は46.51%であった。令和2年度では、新たな取り組みとして、企業や大学にある技術シーズの発展性調査(9,000千円)を予定していたことから、令和元年度に対して当初予算額の規模も膨らんでいた。

新型コロナウイルス感染症の影響について、いつ収束するか、又は長期化がどこまで及ぶのか等については誰も予測し得ない状況であったことを踏まえると、事業の実施を前提に予算財源を確保しておくことは十分理解できる。一方で、あくまでも結果論にはなるが、やはりそうは言っても執行見通しが不透明な状況下では、予算財源の固定化にも繋がり、効率的な財源の使用や他の事業予算への配分額に影響が出ることも事実である。

したがって、当初予算の段階では非常に難しい判断になるものと推察されるが、予算執行見込みをより一層精査し、事業目的に沿って、最小の経費で最大の効果を得る事業実施(予算執行)を期待する。

15-2. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

山口県産業技術センター

【指摘事項】 共同研究等の委託事務手続きについて

上記(2) - 3及び4に記載した山口大学との共同研究等について、他の委託料支出を行うプロセスの中で要する、「相手先」・「委託料」の検討が内部的に行われている証跡(積算資料・検査調書)が残されていなかった。当該状況について、事務手続きの管理担当者に確認したところ、センター研究員が当該研究に要する概算費用を予測でき、大学側から提出された見積内容がそのままセンター内部で承認される実務慣行が存在することであった。この点、研究委託であるため、センター内で積算を行うこと自体が困難であることは理解できるが、やはり県からの委託料を財源として行う事業である以上、大学側からの見積金額の妥当性は一定水準で検証されなければならない。また、元々の委託元が県である以上、事業成果を客観的に確認するための検査調書を適切に残すべきであり、実施主体として県の責任を果たす意味でも改めて県による指導の徹底が望まれる。

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
予算編成時に適切な予算配分について、より一層精査することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
県から産業技術センターに対し、検査調書等の作成について、改めて指導を行った。

措置済み

産業技術センターにおいては、研究委託についてセンター内で検証を行うためのチェックリストの作成などを徹底するよう内部通知を行った。

また、令和3年度の実施分について、検査調書を作成し、適切にセンター内の決裁を受けた。

<p>16. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業</p> <p>【意見】 事業の成果指標（事業化件数）の見直しについて</p> <p>次世代産業イノベーション推進体制整備事業において、製品として販売可能な状態にする、いわゆる事業化件数が事業の成果指標等となっている。ここで、成果指標としての事業化件数は、令和4年度までに100件達成目標としているが、令和元年度末までに94件の実績があり、令和2年度末では15件達成しているので合計109件である。すなわち、令和2年度末で先に定めた成果指標としての事業化件数を達成しており、事業が継続されるのであれば、さらなる目標としての成果指標（事業化件数）を設定し、研究開発や新事業展開が一層広がりを見せることが期待される。</p> <p>16-2. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業</p> <p style="text-align: center;">山口県産業技術センター</p> <p>【指摘事項】 起案書の記載様式について</p> <p>起案書は、所管部署・課の中での意見決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。</p> <p>上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。</p> <p>したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>新たな総合戦略の策定にあわせて、成果指標の再設定を検討している。</p> <p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>起案日・決裁日の記録については適切な記入となるよう内部通知を行った。</p> <p>また、類似事業を含め確認を行い、記載の改善を確認した。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
<p>17. 次世代産業イノベーション推進事業</p> <p>【意見】 補助金の効果測定指標について</p> <p>次世代産業イノベーション推進事業では、補助金単位で明確な成果指標を設定していない（事業単位ではやまぐち維新プラン成果指標に基づき他の施策と併せて令和4年度までに100件の事業化件数を設定）。この点、確かに、事業としての目標は、今後の成長が期待される医療、環境・エネルギー、バイオ関連の分野における、持続的なイノベーションの創出及び地域経済の活力の創出・向上であり、当該補助金はその手段でしかない。</p> <p>しかし、補助金単位で事業が細分化されており、そこに財源が配分される以上、当該補助金創設の制度趣旨に沿った明確な成果指標があるべきである。そして、それら補助金ごとの成果の積み上げが、事業全体の成果に繋がっているところ、補助制度別に効果測定が検証される必要がある（成果が上がった制度や成果が上がらなかった制度を把握して、効果的な予算配分に活用しなければならない）。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>補助事業終了後の5年間の追跡調査の項目について、分野別、補助金別においても分析を行い、全事業化件数の内、補助金を用いた件数に加え項目別についても算出することとし、補助金の効果について把握することとした。</p>	<p>措置済み</p>

また、そもそも、事業全体で成果指標が事業化数のみであるため、補助金の存在が主たるインセンティブとなり、事業化に成功したのか、補助金とは関係ない他の要因により事業化に成功したのかが判断できず、効果測定の充分性に欠ける。

以上より、事業の有効性を分析する点と予算財源の効率性を追求する点において、補助事業単位での効果測定を可能とする成果指標の設定、結果の分析が必要である。

18-2. 産業人材創造事業

【意見】事業の成果指標について

令和2年度における当該事業の成果指標としては、研修等への参加者数 320 人を掲げている。しかし、この指標を選択した明確な理由はなく、数字の算定根拠も主に実施予定の研修等での収用人数等から逆算的に算定しているとのことであった。また、当該事業では専門性の高い研修等の実施により中小企業の中核を担う人材の育成を支援することが目的であるが、そもそも、中核を担う人材は業種によって異なり、明確化が難しいという状況にある。

研修等の参加者数を成果指標とした場合、例えば、安易に参加者数確保に偏向する可能性があり、過度な広報関連費用の支出や、参加者数の重視が結果的に企業の規模や業種を必ずしも適切に反映しない研修内容となってしまう等の問題を内包するリスクがある。さらに、研修等の参加者数という数値は、あくまでも研修開催に伴うアウトプット量（活動量）であり、事業目的に照らした成果指標としては最適とは言えないと考える。

そこで、当該事業の成果指標は、あくまでも中核人材として各企業で能力を発揮するに至ったかどうかに着目して、可能な限り、定量的にその件数等を設定すべきである（例えば、研修を受講した企業へ、一定期間の事後フォローとしてヒアリングやアンケート等により、受講者の企業内でのその後の任務遂行状況を把握する等も考えられる）。

以上より、事業の成果指標に関しては、事業の趣旨や実態に即して最適な指標となるよう検討し、設定することが望まれる。

18-3. 産業人材創造事業 やまぐち産業振興財団

【意見】補助金の効果測定指標について

産業人材創造事業では、交付要綱第3条(補助金の交付の目的)から専門性の高い知識・技術の習得を目的としており、申請企業が対象となる専門的な研修を修了することを成果と認識している。しかしながら、専門的な研修の修了は、あくまでもアウトプット（活動）であり、事業目的に照らした成果指標として必ずしも最適とは言えない。つまり、専門的な研修の修了が、中小企業の事業活動の中核的な役割を担う人材の育成に結び付くか否かは蓋然性による判断に過ぎない。補助金の効果を測定するうえで、指標とすべきは、あくまでも中核人材として各企業で能力を発揮するに至ったかどうかに着目して、可能な限り、定量的にその件数等を設定すべきである（例えば、研修を受講した企業へ、一定期間の事後フォローとしてヒアリングやアンケート等により、受講者の企業内でのその後の任務遂行状況を把握する等も考えられる）。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

産業人材創造事業は、令和2年度で終了済みであるが、今後の事業の制度設計に関しては、意見の出された内容に留意し、事業の成果指標の設定を行うこととする。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

産業人材創造事業は、令和2年度で終了済みであるが、今後、類似の事業があった際には、本意見を県と共有し、仕様に基づき実施することとする。

措置済み

以上より、補助金の効果測定については、より一層最適な指標の追求を検討し、設定することが望まれる。

20. 宇宙利用産業創出支援事業

【指摘事項】補助金交付要綱等の文書間齟齬について

令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙利用産業分野）〕の事業期間及び実績報告の提出期限について、交付要綱・実施要領・公募要領との間で以下の齟齬（相違）があった。

項目		記載内容	文書
事業期間	正	最長2年間	公募要領
	誤	最長3年間	実施要領
実績報告の提出期限	正	補助事業完了の日(中略)から起算して20日を経過した日	交付要綱
	誤	補助事業を完了した日から起算して10日を経過した日	公募要領

事業期間について相違が生じた理由は、令和2年度に公募要領を修正した際に、交付要綱等の修正を失念したことにある。提出期限については、修正内容のリストに記載されていないため、事業初年度である令和元年度から相違しているものと推定される。なお、令和3年度においてもこれらの相違は解消されないまま、県のホームページで公開されている。

県は、補助事業者に対して交付要綱及び実施要領の遵守を求めているため、公募要領のみを最新版に修正すれば足りるとはいえない。また、補助事業者に推測を強いるような表現は不適切であり、誰が見ても混乱なく理解できる文書であることが望まれる。交付要綱は補助金交付の事務手続きにおける規範であり、厳密な文書管理を行う必要がある。

また、公募要領の修正稟議の際に、要綱等の修正について触れられないまま承認・決裁が行われている点も問題である。形骸化した承認・決裁であれば、何人に回付したところで実質的な意味はない。承認者は、起案者の作成した文書について無批判に受け入れるのではなく、県としての意思決定に問題がないのか批判的な視点で評価を行うことが求められる。

20-2. 宇宙利用産業創出支援事業 山口県産業技術センター

【指摘事項】検査調書の作成について

宇宙データソリューション開発支援事業委託業務及び宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務（以下、「本件委託業務」という）では、成果物（実績報告書）を受領し、仕様書に照らして業務内容が適正に履行されているかを確認した結果としての、いわゆる検査調書が作成されていなかった。この点、産業技術センターでは検査調書の作成が明確にルール化されていないとのことであった（ソフトウェア開発業務については仕様確認の可否チェック等、検査調書に準じるものが一部見受けられた）。現状では、実績報告書を手入して、内容を確認していたとしても客観的には明らかとならず、ともすれば実績報告書を受領後にファイルに編綴しただけとも見られかねない。

以上より、委託業務が受託者により適正に履行されたか否かを事業実施主体である委託者が最終的に判断した証拠

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

令和4年度の事業期間については、実施要領を最長2年間に改正した。

また、事業報告の提出期限については、公募要領を補助事業完了した日から起算して20日を経過した期間に改正した。

措置済み

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

令和4年6月に県産業技術センター内に文書通知を行い、受託者の適正な履行を確認するよう検査調書の作成・添付の徹底を図った。

外部監査実施日以降に完了した業務について、検査調書を作成し、センター内の決裁を受けており、令和4年度以降も同様に適正な処理を行うよう対応した。

措置済み

(委託料支払条件)としての検査調書を作成する必要がある。

【意見】委託料(実績報告書)の検証について

本件委託業務に係る実績報告書において、委託業務に要した経費の支出総額が下記のように記載されている。そして、流用額欄について、宇宙データソリューション開発支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により移動制限があったことから旅費の執行がゼロとなっているが、一方で人件費が大幅に増加している。宇宙ビジネスコーディネーター事業においても同様に、事業費の半額が人件費に振り替えられることとなった。

ここで区分間の流用について、当初見積もりから実際の業務履行の過程で金額が変わることは通常あり得るが、その内容や理由、そして、それらの合理性については産業技術センターにおいて十分に検証されなければならない。実績報告書を見る限りでは、例えば人件費の増額部分に係る流用根拠を示した資料はなく、予算の範囲内での執行をもって単純承認しているとも見られかねない。

以上より、受託者との協議記録や打合せ簿等により、経費区分間での流用についてその根拠及び合理性を検証する等の適正手続きが必要である。

(宇宙データソリューション開発支援事業委託業務)

(単位:円)

区分	委託金額	流用額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
人件費	8,257,969	1,834,281	10,092,250	10,092,250	10,092,250
旅費	2,316,636	△2,316,636	0	0	0
謝金	0	70,000	70,000	70,000	70,000
一般管理費	1,057,460	△41,235	1,016,225	1,016,225	1,016,225
e-Learning等	640,663	△460,663	180,000	180,000	180,000
消費税相当額	1,227,272	△91,425	1,135,847	1,135,847	1,135,847
合計	13,500,000	△1,005,678	12,494,322	12,494,322	12,494,322

(宇宙ビジネスコーディネーター事業委託業務)

(単位:円)

区分	委託金額	流用額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
人件費	3,648,900	241,666	4,279,623	4,279,623	4,279,623
事業費	483,332	△241,666	265,832	265,832	265,832
一般管理費	413,223	0	454,545	454,545	454,545
消費税相当額	454,545	0	※1	※1	※1
合計	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000

※1:消費税相当額は各費用へ組入れ済み

【意見】委託業務における業務の履行場所について

宇宙データソリューション開発支援事業(業務管理責任者の配置)に係る委託業務において、業務実施報告書を見ると業務の履行場所が記載されているが、その中には「自宅」と記載されている履行日が複数見受けられた。ここで、仕様書において業務の履行場所について以下のように規定されている。

7 業務の履行場所

業務管理責任者の業務履行場所は、産業技術センターを基本とする。(但し、企業訪問等を行う場合においてはこの限りではない。)

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

措置済み

区分間の流用について、令和4年度の委託においてはあらかじめコロナ感染防止対策の影響を見越して経費を精査しており、区分間流用が必要となる可能性は低くなっているが、変更の申請があった際には、添付書類や相手方への聞き取り等により変更事項や必要性を精査し、その内容を決裁書類に添付するよう処理を改めた。

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

措置済み

令和4年度当該事業の業務委託仕様書において、業務従事者の配置日・業務従事時間について事業の実情を踏まえ(コロナ感染予防対策を想定)、定期的に委託者・受託者の協議によることとし、併せて当センター外で業務実施する場合の対応についても整理を行い、これに基づき、業務従事時間の管理を行うよう対応した。

本件においては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた措置として自宅を業務の履行場所とした日があるとのことであった。しかしながら、下記（参考）のように同日の時間帯によっては履行場所が変わっており、当該日付に自宅を業務履行場所とする積極的な事情や理由があったか否か外観上は確認できない。

したがって、少なくとも仕様書規定の例外措置であることから、自宅を履行場所として容認する旨の協議記録等が残されるべきであり、また、私的生活（居住）空間での業務履行において、人件費の算定根拠となる作業時間の把握はより一層厳格に管理されるべきである。

参考：業務実施報告より抜粋

日付	時間	場所	概要
8/12	9時～12時	自宅	県内訪問企業の情報収集
8/12	14時～17時	宇部工業、宇部市	衛星データの活用に関する説明と情報交換
10/16	10時～12時	自宅	衛星データの新産業創出の可能性の検討
10/16	13時～17時	岩国市	岩国市科学センターでの衛星データの活用の可能性に関する情報交換

【意見】プロポーザル審査項目（財務状況）について

衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務（小麦の育成管理システム）について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定する方法によっている。そして、当該プロポーザル審査委員会の審査項目として業務体制等が設定され、審査事項として以下の2点がさらに設定されている。

業務体制等

1. 業務に対応した経験・能力、社内体制サポート体制
2. スケジュールは現実的であるか

ここで、いわゆるシステム開発においては受託業者による最終的な成果物としてのソフトウェアの提供が重要となる点で、受託業者に代替性はなく、また、一般的には開発が長期に及ぶこともある点で、継続企業的前提に疑義があってはならないと考えられる。本件の提案企業は2者であり、採択された企業についての決算書を見ると損益計算書では当期純利益を計上しているものの、貸借対照表上では大幅な債務超過であり、債務超過が継続すれば一般的には継続企業的前提に疑義が生じ得る（不採択企業は当期純損失であるが資産超過である）。

したがって、プロポーザル審査において、財政状態や経営成績等の観点からも提案企業を判断できるように（判断した経緯が客観的になるように）審査事項の新設等が望まれる。

【意見】低入札等の価格調査について

衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務（気候変動観測衛星「しきさい」を利用した環境モニタシステム開発業務）について、指名競争入札により受託する業者が選定されている。当該委託業務の予定価格は1,926,608円（消費税等を除く入札書比較価格は1,751,462円）であり、落札業者（株）エイムの入札価格（落札

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

措置済み

プロポーザル審査において、財務等の観点から経営の安定性について判断できる指標を導入した。

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

措置済み

低入札等における対応に係る事務手続きについて、実施要領を整備した。

価格)は税抜1,300,000円であった。入札書比較価格に対する落札価格の割合(落札率)は74.22%であった。

ここで、当該落札率の高低については一概に断定できないが、山口県産業技術センターでは低入札価格調査制度や最低制限価格制度を採用していないため、落札価格の観点で、適正な業務履行が担保されるか否かを判断する手続きはない。

経済性・効率性の観点からは競争入札に付すことは望ましいものの、一方で品質確保も同様に重要であるため、今後は低入札等における対応も事務手続きの検討が望まれる。

22. 産業技術センター運営費交付金

【指摘事項】財務諸表の承認について

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(以下、「法人法」という)第34条第1項に基づいて作成した財務諸表を設立団体の長(県)に提出し、承認を受けなければならないとされている。そして、県では「財務諸表等承認の適否に係る考え方について」(以下、「財務諸表等承認の考え方」という)において、下記のように取扱いを定めている。

(1) 法規準拠性

- ・提出期限は遵守されたか
- ・必要な書類は全て提出されたか
- ・監事の監査報告書において、財務諸表の承認にあたり、特に考慮すべき意見はないか

(2) 表示内容の適正性

- ・記載すべき事項について、遺漏はないか
- ・計数は整合しているか
- ・書類相互間における数値の整合性は取れているか

しかしながら、(地独)山口県産業技術センター(以下、「産業技術センター」という)では、以下の事項について、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(以下、「会計基準等」という)が要求する処理や表示内容を充足しておらず、表示内容の適正性を検証する手続きが不十分である。

- ・会計基準第41において、セグメント情報の開示が要求されているところ、開示がなされていない。
- ・会計基準第79第2項において、運営費交付金の収益化基準として、業務達成基準によることが原則(管理部門については期間進行基準の適用可)とされているところ、注記1の重要な会計方針において期間進行基準を採用している旨の記載があり、処理方法及び表示内容が会計基準から逸脱している。

上記のセグメント情報や運営交付金の会計処理(業務達成基準の採用)は、業績評価(投入費用の管理)を通じて剰余金の承認(経営努力認定)のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から重要である。

以上より、財務諸表の承認において、会計基準等への準拠性についても、上記で県の定める、「表示内容の適正

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

措置済み

財務諸表承認における「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(総務省)への準拠性について、令和4年度からは、複数名による確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。

性」の枠組みの中で十分に確認されなければならない。

【指摘事項】 剰余金の承認（経営努力認定）について

地方独立行政法人においては、自主的・自律的な業務運営を行い、主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するように、剰余金のうち、経営努力が認定された額を目的積立金として中期計画で定めた業務に充当することを可能としている。そして、当該取扱いについては、法人法では下記のように規定しており、県は財務諸表等承認の考え方において概念図を示している。

（法人法第40条第1項）

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

（同条第3項）

地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

なお、上記第3項の「設立団体の長の承認」を受けた積立金について、繰越承認を受けた目的積立金（経営努力が認定された額）という。

また、平成30年3月30日付改訂の会計基準等では下記のように規定している。

（会計基準等第72）

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

剰余金承認における判断基準について、令和4年6月に、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」を参考に、経営努力認定に係る記載を改めた。

措置済み

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

ここで、県は産業技術センターの令和2年度に係る剰余金の承認申請に対して、損益計算書の当期総利益 18,757 千円（全額）を目的積立金とすることを承認している。そして、承認の判断基準として、以下の3項目を掲げている。

- ① 損失の処理が不要であるか
- ② 中期計画全体の進捗状況は「標準（B 評価）」以上であるか
- ③ 年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成（評点1）」となった項目がないか

しかしながら、上記の会計基準等が示す考え方によれば、経営努力として認定するためには、県から交付される運営費交付金や補助金に基づく収益以外の自己収入から生じる利益であることや、費用の節減効果によること等が求められている。そして、本来は、産業技術センターで当期総利益 18,757 千円を発生要因別に定量的に把握することが必要となるところ、そのような分析がなされていないにも関わらず、上記の判断基準をもって利益全体を経営努力として認定している。

以上より、一般財源（税金等）による運営費交付金に収入の過半を依拠する状況において、経営努力によることの立証責任は産業技術センターが負うものの、県への返納にも繋がりにくい剰余金の承認については、県としても現状の判断基準よりさらに踏み込んだ確認が必要である。なお、経営努力認定の判断基準について、「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について（平成30年3月30日総務省行政管理局）」が一般的な考え方を示していることを念のため申し添える。

【意見】運営費交付金の積算方法（所要額の試算）について

県は産業技術センターに対して毎事業年度、運営費交付金を交付している。これは、地方独立行政法人として自主的・自律的な業務運営を行う上で、必要最小限度の経費について用途を特定しない運営費交付金として交付するものである（法人法第42条第1項）。そして、当該運営費交付金の算定方法については、法令等による画一的な規定はなく、業務の財源に充てるために必要な金額とされている（同条同項）。この点、県による産業技術センター運営費交付金の対象経費の考え方は下表のとおりであり、基本的には第3期中期計画期間中の令和2年度において、第2期中期計画（平成25年度当初予算）の金額をベースに積算し

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）
 運営費交付金の積算に当たっては、過去の実績をベースに緊急性や必要性、消費税増税等の変動要因を加味した上で、必要額を精査して予算措置することとしている。

措置済み

ている。

しかしながら、当該積算は、例えば、産業技術センターが予定する業務運営から想定される事業費等を積極的に積み上げた総費用から自己収入（財源）を差し引いたもの（業務の財源に充てる必要所要額）ではなく、過年度予算額を基礎として、そこからの変動要因を調整した運営費予算であり、実態は県からの交付可能上限額に近い概念である。この点、県の財政負担（経済性）に鑑みると一定の理解は出来るが、果たすべき適正な業務執行（事業の有効性）や、後述する必要な施設の維持管理計画の点で、運営が予算ありきと見られることがないように、少なくとも、産業技術センターで実施すべき事業費等を積み上げた総費用に基づく本来の所要額（金額的規模）を把握する必要性はあると考える。

以上より、一義的には、どの事業（一般管理費を含む）にどれだけの費用が見込まれるか等の積算過程を明示し、産業技術センターにおける所要額を算定したうえで、県の交付予定金額との比較分析を行い、運営交付金としての有効性と経済性をより一層追求していくことが望まれる。

（第3期産業技術センター運営費交付金の対象経費の考え方）

項目	考え方
管理部門	・平成25年当初予算額を基準額とし、毎年度同額を措置
研究開発部門	
技術支援部門	・自己収入（機器利用料等）により対応
維持経費（ランニングコスト）	・平成25年当初予算額を基準額とし、毎年度同額を措置
職員人件費	・平成25年度の平均給与単価に定数分を乗じて算定 ・プロパー職員分は渡し切り、派遣職員分は精算 ・人事委員会勧告準拠
その他	・退職金、理事長給与は別途経費で精算
施設設備費	・施設整備及び試験研究機器等の導入について、定額を措置 ・その他機器購入等は自己収入により対応

（第3期（令和元年度～令和5年度）における運営費交付金等の見込み）

（単位：千円）

項目	令和元年度	消費税改正	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①運営費	162,971	1,176	164,147	164,147	164,147	164,147
（管理部門）	(117,544)	(839)	(118,383)	(118,383)	(118,383)	(118,383)
（研究開発部門）	(47,127)	(337)	(47,464)	(47,464)	(47,464)	(47,464)
（研究開発見直し減）	(△1,700)	(-)	(△1,700)	(△1,700)	(△1,700)	(△1,700)
②ランニングコスト	20,546	144	20,690	20,690	20,690	20,690
③人件費	406,400	408,950	408,950	408,950	408,950	408,950
④別途人件費	33,970	-	33,560	54,929	33,174	27,879
（退職金）	(23,970)	(-)	(23,560)	(44,929)	(23,174)	(17,879)
（理事長給与）	(10,000)	(-)	(10,000)	(10,000)	(10,000)	(10,000)
⑤研究機器整備費	26,000	-	26,000	26,000	26,000	26,000
運営費交付金計	649,887	1,320	653,347	674,716	652,961	647,666

（注1）令和元年度及び令和2年度の運営交付金計は各年度の当初予算額となる。

（注2）消費税改正欄は令和元年10月1日以降の消費税等

(消費税及び地方消費税)の税率が10%へ改正されたことを受けての変動見込みである。

【意見】産業技術センターの修繕計画(維持管理)について
上記の「運営費交付金の積算方法について」でも触れたが、現状の運営費交付金は産業技術センターからの要求項目を積極的に反映した結果ではなく、県による交付可能限度額という考え方に近いものである。

ここで、産業技術センターから入手した「中期維持保全計画(概要)」によれば、技術支援機能の維持等に必要な維持管理として、令和3年度～令和12年度までの今後10年間で757百万円の修繕費用(最低限度での修繕必要額)が見込まれており、同じくセンター作成の「長期保全計画表」によれば、建築後30年(周期)が経過する令和11年度までに、現在判明している全ての修繕箇所に対応するために2,467百万円を要することが見込まれている(本来、平成26年度(15年周期)や令和元年度(20年周期)で実施すべき修繕計画のほとんどは未実施のまま現在に至っている)。そして、これらの財源として、産業技術センターでは、目的積立金(剰余金の承認)の充当や運営費交付金の増額要求を検討しているとのことであった。

しかしながら、県の運営費交付金の積算過程からも明らかのように、増額の実現可能性について楽観視できる状況にはなく、仮に増額に応じた場合には、県の財政負担への影響は非常に大きな額となる。地方独立行政法人の業務運営は自主性が配慮されなければならないと、設立団体(県)の関与度合いを極力下げようとして制度設計されているが、一方で、県の出資に基づく法人である以上、中期目標の設定や、業務の評価を通じて県もガバナンスの一翼を担っている。

したがって、設立団体として定める中期目標の具体的な記載において、「その他業務運営に関する重要事項」(法人法第25条第2項第5号)として、現状の記載内容よりも踏み込んだ施設維持管理の方針等(修繕計画等)が実態を反映する形で明示され、産業技術センターによる中期計画策定の基礎となることが望まれる。

22-2. 産業技術センター運営費交付金

山口県産業技術センター

【指摘事項】業務の実績評価(事業年度評価)の公表について

法人法第28条第1項第1号において、毎事業年度終了後に当該事業年度の業務の実績に関して設立団体の長(県知事)の評価を受けなければならないとされている。また、当該評価を受けようとするときは事業年度終了後3ヶ月以内に県知事へ地方独立行政法人自ら評価した結果を明らかにした報告書を提出するとともに公表しなければならないと規定されている(同条第2項)

しかしながら、産業技術センターでは、令和2年度における業務の実績に関する報告書を令和3年6月30日(事業年度終了後3ヶ月以内)に県知事へ提出しているのみで、公表に至っておらず、上記法人法の定めに逸脱したものとなっている(令和3年8月31日時点で産業技術センターのホームページ上では令和2年度業務の実績報告書について、公表の事実を確認できなかった)。

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
次期中期目標の策定においては、実態に即した適切な施設の維持管理が実施されるよう、記載内容について検討することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
業務実績報告書のホームページ掲載漏れについては、外部監査当日の口頭指摘を受け、同日直ちに掲載をおこなった。例年は掲載しており、当該年は担当者が失念したものであったが、担当部署によるダブルチェックを行うよう処理方法を改めた。

また、令和4年6月に文書による周知徹底を図った。

措置済み

以上より、まずは産業技術センター内で法令に準拠した適正な事務手続への改善が必要であり、県としても法令遵守の指導を徹底していくべきである。

【指摘事項】 会計基準等への準拠性について

No. 22 「**【指摘事項】 財務諸表の承認について**」で記載した通り、産業技術センターでは、セグメント情報の開示及び運営費交付金の収益化基準について会計基準等への準拠性を満たしていない。

セグメント情報の開示について、令和2年度の財務諸表において、該当事項がない旨の注記を付している。しかしながら、セグメント情報は一定の事業ごとに予算配分された財源がどのように消費されたかを示し、事業化単位での評価に資する点で、後述の経営努力の立証作業にも寄与するものである。また、平成30年3月30日の「地方独立行政法人会計基準の改訂について」（以下、「平成30年改訂」という）において、「財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、目標設定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するため、開示すべきセグメント情報を中期目標等における一定の事業のまとまりごとの区分に基づく情報とするとともに、開示すべきセグメント情報に総損益及び行政サービス実施コストを追加する等、セグメント情報の開示の充実を行うこととした。」とある。

次に、運営費交付金の収益化基準について、現状では期間進行基準（役職員の期末勤勉手当については、費用進行基準）を採用している。しかしながら、平成30年改訂では、「経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させる運営費交付金の収益化基準として、収益化単位の業務（運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務）と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度末時点の業務の進行状況を測定する必要のある業務達成基準によることを原則とした。」とされている。

これら2点はいずれも、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築を一つの趣旨とする法人法の改正に伴い、会計基準面から整備するために改訂されたものである以上、財務諸表の適正な作成において準拠されなければならない。

なお、本件は「財務諸表の承認」に関連して、産業技術センターの財務諸表を閲覧したものであり、財務書類の監査又は証明業務（公認会計士法第2条第1項）として実施したものではない旨を念のため申し添える。

【指摘事項】 経営努力の立証について

No. 22 「**【指摘事項】 剰余金の承認（経営努力認定）について**」で記載した通り、産業技術センターでは、令和2年度に当期総利益の全額に相当する18,757千円を目的積立金とする承認申請（繰越承認申請）を行っている。目的積立金として繰越を承認申請するということは、当該申請金額が経営努力の結果生じた剰余金であることを意味するが、それを立証する資料が残されていない。なお、当期総利益18,757千円のうち、臨時利益（その他臨時利益）11,365千円の内訳は下記の通りである。

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
セグメント開示及び運営費交付金の収益化基準の取扱いに関しては、令和4年度分について会計基準に準じた取扱いができるよう、財務会計処理の方法の見直し作業を行っているところである。

改善途中

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
令和3年度決算（令和4年6月）において、当期総利益に係る発生原因別の損益を算出し、県に報告を行っている。
また、指摘事項において言及された未収債権についても、令和3年度決算において、当センター監事（公認会計士）に協議の上、全額を貸倒引当金に繰り入れる処理を行った。

措置済み

(総勘定元帳—その他臨時利益より要約)

(単位：千円)

内訳 (内容)	金額
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理8号室使用料 (H24.6分)	15
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理8号室使用料 (機会損失分)	8,030
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理郵払費用 (印紙代)	12
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権の遡延利息計上処理	443
小計	8,502
消費税及び地方消費税還付金 (更正の請求)	2,863
合計	11,365

このうち、消費税及び地方消費税還付金については、不課税となる補助金を課税売上を含めていたことから3期間分の更正の請求に至ったものであり、本来は各年度で損益均衡となるはずではあるが、資金的な裏付けもあるため実質的に影響は少ない。一方で、訴訟結審に伴う債権計上による利益については、訴訟の相手(株)A社は既に営業実態がなく、法人(産業技術センター)としても、未収債権の回収は現実的に困難ではないかとの見解であり、回収可能性の観点で非常に疑義がある。なお、会計処理としては、当該債権に対して80/100の割合で貸倒引当金を繰り入れているため、損益への影響額(＋は利益、△は費用又は損失)は以下のようなになる。

(単位：千円)

内訳	損益影響
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権に関する利益計上額	+8,502
上記債権に対する貸倒引当金繰入額 (繰入率：80/100)	△6,802
差引損益影響額	+1,700

つまり、当期総利益のうち、1,700千円については、回収可能性がゼロと断定は出来ないものの、極めて低く資金的な裏付けに乏しい利益が含まれていることとなる。そして、そのような利益を含む状態で目的積立金としての使用を承認申請しているが、財源が確保されない不安定な状況で業務運営を行うことになる。そのため、保守主義の原則(会計基準等第1章第1節第7)を考慮し、債権全額(繰入率：100/100)を貸倒引当金とすることも選択肢の一つであったと考えられる(日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針117 破産更正債権等の貸倒見積高の算定」)。

以上より、今後は、目的積立金として中期計画で策定した事業に活用するのであれば、まずは申請者側の産業技術センターにおいて当期総利益に係る発生原因別の損益分析を行い、経営努力の結果生じた利益であることの説明責任を十分に果たすためにも、経営努力の立証手続きの拡充及び当該立証過程の資料等の適切な記録保存が必要である。

23. 企業立地サポート事業

【意見】補助金の効果測定指標について

企業立地サポート事業では、各補助金について補助金単位では明確な成果指標を設定していない(事業単位では年間の企業誘致25件以上という成果指標を設定)。確かに、

(主務課・室 商工労働部企業立地推進課)

業種ごとの誘致件数や県関与団地の売却実績等の企業誘致に係る現状について

措置済み

事業としての目標は企業誘致に伴う雇用機会の拡大や経済活性化であり、補助金はその手段でしかないため、最終的に事業として何件の企業誘致を達成したかが重要であるという点は理解できる。しかし、各補助金に一般財源が割り当てられる以上、補助金ごとの制度趣旨に沿った明確な成果指標があるべきであり、またそうでなくては正確な予算が設定できず、結果的に、実績が予算から大きく乖離してしまい、公正な予算按分が阻害される要因となる可能性がある。

また、各補助金においては企業誘致という共通の目的があるものの、各補助金での補助対象やターゲットとなる企業の性質は異なると考えられるため、単純に事業全体での企業誘致数のみを成果指標にしてしまうと、性質や趣旨の異なる補助金ごとの正確な効果が把握できないとも考えられる。そもそも、事業全体で成果指標が企業誘致数のみであるため、各補助金がインセンティブとなり、企業誘致に成功したのか、補助金とは関係ない要因により企業誘致に成功したのか判断できず、補助金の正確な効果を測定できない。そして、県の財源は無限ではない以上、企業誘致において有効性の高い補助金にはより多くの予算配分を行い、有効性の低い補助金には予算配分を縮減や廃止する等の措置を講じることは必要であり、それらを的確に判断するためにも各補助金で最も有効な成果指標を設定し、結果を分析することは必要と考えられる。

【意見】 本社機能等移転促進に係る施策について

山口県本社機能等移転促進補助金は平成 27 年度より施行されているが、令和 2 年度までの実績は 1 件のみである。令和 2 年度では 500 万円の予算が充てられたが、実績は 0 件であった。当該補助金は上記のとおり、企業の本社機能等の移転を促進することによって、産業構造の多角化及び多様な雇用機会の創出を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的としている。そして、企業の本社機能等が山口県に移転することになれば、本県にとって新規雇用面をはじめ様々な点でメリットがあり、補助金を支出するに値する目的と考えられる。

しかし、一方で、インターネット環境の普及が進んだ近年において、IT の発達により本社機能等の所在地がどこであるかの重要性は低くなってきており、地方中核都市への分散化の動きも見られ始めたとはいえ、一般的に首都圏をはじめとした大都市の企業が本社機能等を移転するには依然として様々なハードルがあり、その実態は少数と考えられ、例えば、本社機能を山口県に移転することによって余程のインセンティブ（営利性）が働く場合など極めて限定的なものと考えられる。ここで、当該インセンティブとして補助金の存在はゼロではないにしても、移転する企業側から見ると補助金があるから本社機能を移転するという意思決定にはならないのが通常であると推察される（本社機能を移転するほどの意思決定に影響を及ぼすとすれば、山

は把握し、分析も行っていたが、各補助金における成果指標までは設けていなかったため、意見を踏まえ、補助制度の検討や更なる優良企業の誘致に向け、令和 4 年度事業から各補助金の対象に沿った成果指標を設定した。

- ① 山口県本社機能等移転促進補助金
本社機能の移転・拡充件数：2 件／年
（第 2 期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略）
- ② 山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金
・サテライトオフィス誘致件数：2 件／年（第 2 期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略）
・IT 関連企業誘致件数：4 件／年（H29～R3 の平均誘致件数）
- ③ 山口県産業団地取得補助金
県関与団地の売却件数：2 件／年（H29～R3 の平均売却件数）
- ④ 山口県企業立地促進補助金
県外新規及び過疎地域への誘致件数（IT 関連企業除く）：4 件／年（H29～R3 の平均誘致件数）

（主務課・室 商工労働部企業立地推進課）

措置済み

意見を踏まえ、令和 4 年 3 月に他県との本社機能に係る補助制度との比較や有効性等を検討し、これまでは「本社機能の移転先市町に居住する者」のみを補助対象としていたが、補助対象を「県内に居住する者」に拡充する見直しを行った。引き続き、本社機能移転の状況、他県の動向等を見定め、補助制度の有効性等について継続的な検討を行っていく。

口県の地理的優位性等の特別な事情が重要視されるのが一般的であると考えられる)。

本社機能等の移転促進は、企業の設備投資のみならず、人々の衣食住(生活環境)の問題等、多角的に様々な施策と併せて複合的に行われるものであるが、当該補助金も予算を配分する以上は成果につなげる必要があり、制度の創設以来、未だ実績が1件というのは、新規常用雇用者一人につき50万円の補助金を交付するという内容(有効性)に改善すべき(不十分な)点がないか、効果的かつ効率的な施策の在り方について、見直しの要否を含む継続的な検討が望まれる。

24. やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業

【意見】事業の成果指標について

当該事業は、IT・サテライトオフィス誘致による雇用人口増加を目的とした事業であり、目的達成のため、全国に向けてのプロモーションや情報収集を実施している。また、企業誘致の素地作りとして人材育成も実施している。

(単位: 上段は企業数、下段は雇用人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
企業数 (実績)	3	4	3	6	6	3	5	30
雇用人数 (計画)	30	178	50	88	102	60	76	584

(注1) 令和3年度については、7月末時点での実績値である。

企業誘致実績については、一定の成果は認められるが、当該事業の「山口県 IT・サテライトオフィス誘致プロモーション」、「IT・サテライトオフィス誘致プロモーションHP リニューアル業務」及び「山口県 IT 人材育成コーディネート業務」との因果関係については分析されていない。具体的に、何が起因となって山口県への進出を決めたのか、誘致した企業に対して「誘致(進出)の決め手」について等の分析がされていない。そのような状態では、当該事業の有効性が明確とならず、今後どのように施策を展開すれば企業誘致が一層進むのかについて、より詳細な判断はできない。

したがって、当該事業における個別の目標を設定し、効果測定を可能としておく必要があるとともに、実際に誘致した企業についての追跡調査を実施すべきである。

【意見】随意契約の業者選定について

山口県 IT 人材育成コーディネート業務は、特定個人を単独指名して随意契約(単独随意契約)により実施している。業務の内容は、教育機関との調整、関係機関との調整及び IT 企業の求めるスキルの情報収集である。実績としては、山口大学で実施された「データサイエンス講座」の調整、下関市立大学への IT リテラシー講座実施の提案(未成立)及び、情報提供・収集(30件)であった。

当該随意契約は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9ヶ月間であり、その期間における業務実態は上記のとおりであり、委託料は300万円である。この点、委託料の積算としては、見積徴取後、県の予算単価表(報償費教授級)との比較を行い妥当性の確認を行ったとのこと

(主務課・室 商工労働部企業立地推進課)

措置済み

意見後直ちに、課内協議を行い、進出企業に対する「進出の決め手」についてのヒアリングの実施や事業効果の検証を行う体制を整備した。

なお、プロモーションツール(ロゴ、キャッチコピー、パンフレット等)の制作が完了したことやホームページの閲覧数が増加したことなど、業務の効果発現や目的が達成されたことを踏まえ、「山口県 IT・サテライトオフィス誘致プロモーション」及び「IT・サテライトオフィス誘致プロモーションHP リニューアル業務」は休止することとした。また、「山口県 IT 人材育成コーディネート業務」について、県内高等教育機関等において IT 人材育成に係る取組やノウハウが蓄積されつつあり、令和5年度以降は休止も含め検討を行う。

(主務課・室 商工労働部企業立地推進課)

措置済み

意見を踏まえ、令和4年度の契約にあたっては、業務内容の適正性や委託先コーディネーターの他の業務が例年よりも増加していること等のバランスを考慮した上で委託料の妥当性を検討し、委託料の減額を行った。

であった。しかしながら、結果論かも知れないが、委託契約の成果を見ても、当該委託料が適正水準であったかについて、一般的に疑問が残る。さらに、当該受託者が9ヶ月間に亘り、本件委託業務に専従していたわけではない点も踏まえると委託料の妥当性について成果とのバランスに鑑みて検討する余地はある。

25. 企業立地推進強化事業

【指摘事項】 仕様書への準拠性について

上記の令和2年度委託契約の概要(6)-3「令和2年度産業団地販売促進PR業務」について、仕様書に基づく業務が履行されていない。

当該委託業務は、ホームページによる情報発信を通じて、本県の産業団地や優遇制度、優位性等について、企業の認知度を高めることが、多くの優良企業の立地を実現するうえで必要不可欠なため、「山口県企業立地ガイド」ホームページを活用した効果的かつ効率的なPRの実施を行い、企業誘致の促進を図ることを目的としている。仕様書における業務の内容は以下の通りである。

- (1) 更新作業等における補助・軽微な修正・アクセス解析等の運用補助
- (2) サーバーメンテナンス等、必要なメンテナンス、システム等の保守管理
- (3) 広告等によるHPへの誘導
- (4) 進出企業のインタビューページ製作

そして、上記業務内容中、(3) 広告等によるHPへの誘導及び(4) 進出企業のインタビューページ製作の業務が行われていなかった。その理由としては、ホームページのリニューアル後の修正に費用を要したため、当該業務を行えなかったとのことである。しかしながら、産業団地販売促進PRにおいては、広告等によるPRによるHPへの誘導や、実際に進出した企業のインタビュー記事を随時更新し、アップデートすることが重要であり、メンテナンス等はPRを円滑に進めるための手段である。そもそも、ホームページのリニューアル自体が本事業の本来の目的ではなく、その修正に時間と費用を要したことは上記に示した(3)及び(4)の業務を取り止めた理由にならない。この点、当初の仕様書に基づく業務内容とは違うものになっており(仕様書への準拠性を逸脱しており)、合規性の観点で見れば、仕様書を変更した上で、再度予定価格を見直し、変更契約を行うことが適正手続きである(仮に(3)及び(4)の業務を変更契約で除外するのであれば、本事業のPR業務としての有効性を担保する措置が別途必要になる)。

【指摘事項】 委託業務内容について

上記の令和2年度委託契約の概要(6)-2「ITサテライトオフィスプロモーションWEBサイト保守関連業務」について、当該委託業務内容は、以下の通りである。

- 「ITサテライトオフィスプロモーションWEBサイト」の円滑な運用を図るため、次の業務を実施する。
- (1) サイト保守費(サーバー・ドメイン維持ほか、WEB

(主務課・室 商工労働部企業立地推進

措置済み課)

指摘後直ちに、業務委託内容に変更が生じたときは、業務の主たる目的の達成を担保した仕様に見直した上で変更契約の手続きを行うよう、所属内で周知徹底を図った。

また、変更契約手続き漏れがないよう、毎月初めに業務の進捗状況について複数人体制で確認・情報共有を行い、契約変更を行う必要があるかどうか検討する体制を整備した。

(主務課・室 商工労働部企業立地推進

措置済み課)

令和3年度以降、「ITサテライトオフィスプロモーションWEBサイト保守関連業務」の目的に適合する、「やまぐちIT・サテライトオフィス誘致推進事業」において、予算計上し、事業実施している。

サーバー公開維持)
(2) データバックアップ、ホームページ更新補助

しかしながら、これらの内容を確認したところ、本事業である企業立地推進強化事業として上記の保守や維持管理業務を行うべきものではなく、同部署課が実施する No. 24 「やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業」で実施するべきである。

この点、なぜ本事業内で実施されたかについては、監査時点では、所管課の担当者も不明であるとのことであった。なお、後日、所管課より予算の都合（本件、企業立地推進強化事業の執行残による支出が可能であったこと）によるものとの回答がなされた。効果的な事業実施や効果測定が要求されることに鑑みると、事業目的及び目的適合性（内容）は十分に精査されるべきである。

【指摘事項】 契約情報の公表について

県では、「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）平23会計第321号 平成23年10月3日」における「6 契約情報の公表（建設工事に係るものを除く）」に基づき、公共調達の競争性・透明性・公平性の確保向上の観点から、県ホームページ上で業務委託にかかる契約情報を公表することとしている。公表対象は、全ての競争入札及び予定価格が、役務の調達、業務の委託については100万円を超える随意契約である。その公表手続きは、各契約担当所属は1ヶ月ごとの契約締結状況を翌月10日までに主管課へ報告し、主管課は翌月15日までに業務委託については会計課に報告し、速やかに契約締結状況を公表することになっており、公表期間は契約を締結した月の属する年度の翌年度末までである。

本事業においては上記8本の委託契約のうち、(6)－6「やまぐち企業立地プロモーション」企画・運営業務及び(6)－8「山口県座談会特集」掲載業務の2本が公表対象となるが、どちらもホームページ上に公表されておらず、適時に公表するべきである。

【意見】 事業の成果指標について

本事業における成果指標は、年間の企業誘致25件以上とし、令和2年の実績は23件とのことであるが、この数値は県内の既存企業が、拡大投資で立地した数も含んでおり、県外からのいわゆる新規進出としては8件である。確かに、本事業の目的には、県外からの新規立地に加え、県内既存企業の拡大投資の促進も示されているが、委託事業の概要としては東京・大阪をはじめとした大都市圏からの新規誘致促進にあると思われるため、成果指標としては、少なくとも県外企業の新規誘致数と県内既存企業による拡大投資数を区分して設定するべきと思われる。また、さらに言えば、企業誘致がゴールではなく、誘致した結果、県内での新規雇用機会の拡大や、最終的には県の経済活性化が達成されるべきである点に鑑みると、そこを捉えた成果指標の設定が望まれる。

26. 航空機宇宙機器産業参入促進事業

【意見】 補助事業の適切な管理について

補助金の交付申請時に（公財）やまぐち産業振興財団（以

（主務課・室 商工労働部企業立地推進

措置済み

課)
指摘後直ちに、課内協議を行い、100万円を超える業務委託契約を締結した際、契約締結状況の公表漏れのないよう、「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）平23会計第321号 平成23年10月3日」の内容及び趣旨の周知徹底を図るとともに、複数人体制での契約締結の現況確認・情報共有を行う体制を整備した。

（主務課・室 商工労働部企業立地推進

措置済み

課)
意見を踏まえ、令和4年度事業から企業誘致件数25件/年の内数として、以下のとおり県内・県外を区分した成果指標を設定し、更なる県外優良企業の誘致に向けて積極的な誘致活動に努めることとした。

① 県外からの新規立地件数：8件/年（H29～R3の平均件数）

② 県内既存企業による拡大投資件数：17件/年（企業誘致件数25件から①を除いた件数）

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

措置済み

令和4年度事業から、（公財）やまぐ

下、財団とする)から提出された経費配分書には、費目ごとの概算金額が記載されている。これは県が指定した様式の枠内に収まるように記載した結果であり、これのみでは各費目の詳細は不明である。それにも関わらず、県は予算の範囲内であることを重視して、詳細な報告を求めることなく交付決定を行っている。

県は、事前に財団と協議した結果を踏まえて予算の見積りを行っており、事業の詳細を把握したうえで交付決定を行っているため問題はないとしている。しかしながら、本来は、補助事業の実施主体である財団が、予算を含む事業計画の立案を主体的に行ったうえで補助金の交付申請を行うべきである。財団への意見「予定価格の積算資料（補助事業の自主性）について（経済性・効率性）」に記載したように、財団の主体性に問題がある現状においては、当該補助事業は、とすれば県が主導的立場にある委託事業に限りなく近い状態にあると推察される。あくまで補助事業であるとするならば、県は、財団が効率的な運営に対する努力を行っているか否かについて適切に検証を行い、その検証過程を記録として客観的に残さなければならない。また、財団に対する補助は継続して全額補助となっているため、経済性の観点から、補助率の見直しの可否についても検討する必要がある。

財団への往査結果を踏まえ、監査人として現状を見る限りにおいて、財団に対する指導・監督の記録が残されていないため、それらが適切に行われているか否かを評価することはできない。したがって、補助事業の在り方について見直しを行う余地がある。

26-2. 航空機宇宙機器産業参入促進事業

やまぐち産業振興財団

【指摘事項】 補助金交付要綱等の文書間齟齬及び表記内容について

令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕の実績報告の提出期限について、交付要綱及び公募要領との間で以下の相違があった。

項目		記載内容	書類名
実績報告の提出期限	正	事業が完了したとき又は(中略)廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して20日を経過した日	交付要綱
	誤	補助事業を完了した日から起算して10日を経過した日	公募要領

提出期限の表記について相違が生じた理由は、単なる確認もれである。県から入手した要綱等の利用にあたり、十分な検証がなされていないことが推察される。また、当該期限の正誤とは別に、交付要綱では「承認を受けた日から起算して20日を経過した日」と記載されているが、この起算日に「事業が完了したとき」はかかわらず、「事業が完了したとき」に承認をしている訳でもないため、ミスリードを誘発しかねず、表記内容が適切ではない。

当該補助金は間接補助金である。実質的には、県に代わって補助金交付の事務手続きを行っているのであるから、県と同等の水準で運用することが求められる。

したがって、内部統制の強化を図る観点からも、単純ミ

ち産業振興財団に対し、事業実施の進捗状況について報告を求め、提出された事業計画が適切に実施されているかを検証することとし、検証結果をもとに、補助率の見直しや、補助事業の在り方を検討していくこととした。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

航空機宇宙機器産業参入促進事業の新規募集は、令和2年度をもって終了しているが、指摘後、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施するなど、類似の補助事業における執行体制強化に努めることとした。

措置済み

<p>スを防止するための措置として、チェック体制の強化等が必要である。</p> <p>【意見】 募集手続きの管理運用について 間接補助金等の募集において提出期限が定められた書類に関して、財団が受け取った日付が記録として残されていない。また、電子メールに添付されて提出された書類について、添付データを印刷することとどまり、受信日時が分かる本文が添付されないまま回覧されている。いずれも、特段の指摘無く承認されている。 当然ながら、財団が文書を受け取った日付と、文書作成者が記載した日付が一致するとは限らず、その日付の意味合いも全く異なるものである。補助金等の事務手続きがスケジュールに従った運用になっていたとしても、財団が記録として残さなければ事後的に証明することはできない。 繰り返しとなるが、間接補助金等の交付事業は、県に代わって実施されているものであり、内部統制の強化を図る観点や、手続きの透明性及び客観性を担保するためにも提出期限内の受領を明示する日付を記録保存すべきである。</p> <p>【意見】 予定価格の積算資料（補助事業の自主性）について 動画作成業務に係る予定価格の算出根拠として、予定価格調書には「別紙の通り（中略）積算金額が 1,650,000 円となっているため」と記載されているが、別紙においても積算の根拠は示されていない。また、予定価格調書の起案日と同日に開催された物品調達等審査会においても、予算金額が記載されているのみで、参考見積の入手や金額の妥当性について検討された記録は残されていない。担当者に質問を行ったが、積算の根拠に対する合理的な回答は得られなかった。 当該事業は、県から全額補助を受けて実施している事業である。実施主体は財団であり、予算金額及び予定価格の設定にあたっては、経済性・効率性及び有効性を考慮して決定されるはずである。にもかかわらず予定価格の根拠を示すことができない現状からは、県との事前協議を経た上で決定したとは言え、どこまで財団が主体性を発揮して事業計画を立案したのかについて疑念が残る。 補助とは、自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、行政が目的とする政策を間接的に実行することに対する支援である。今回の事例については、県と財団が緊密な連携をとりながら事業を進めているというよりは、県の管理下において、県が示した事業の枠組みを根拠に活動しているとみることが妥当である。これでは県が主体となって行う事業と実質的に変わりはない。あくまで補助事業であるとするならば、補助の公平性の観点からも、財団が主体的に事業を構築していることを外部に対して説明できる体制を整備する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 意見を踏まえ、起案、決裁手続きの厳格化に取り組むこととした。 加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとした。</p> <p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 意見を踏まえ、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施するなど、予定価格の積算等を含む契約等事務における執行体制強化に努めることとした。 従来から、事業計画は当財団で主体的に立案し、県へ提出しているところであるが、意見を受け、更に事業効果を上げるよう県と連携し、計画及び執行に努めている。令和4年度からの具体的な取組として、販路開拓及び拡大を目途に展示会出展、また新たに航空宇宙商社との連携を本格的に実施している。なお、意見のあった「動画作成事業」については、令和2年度で終了している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>27. やまぐちミライベンチャー創出事業</p> <p>【指摘事項】 再委託先の実績報告書の提出について 再委託先の承認において、委託先が再委託先から報告書を求め、その結果を県に報告することになっている。今回の契約では、県と委託先の契約額の約60%が再委託契約となっており、加えて、委託契約のなかでも中核的な業務</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 令和4年度事業から、再委託承認条件として「再委託業務に係る検査結果の報告」を継続して求めるとともに、再委託に付す業務内容に「毎月のレポート提</p>	<p>措置済み</p>

(ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラム及びスタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業プログラム)が再委託されている。契約受託者が実施するべきものは、全体的なアレンジメント業務、応募者の確保となっている。

再委託については、委託契約書の中で「乙(受託者)は、本業務の全部または一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲(委託者)の承認を得たときはこの限りではない。」とされ、受託者から申請がなされ、県は承認を行っている。なお、承認の条件の中に、「再委託業務が完了した場合は、再委託先事業者に実績報告書の提出を求め、検査を実施するとともに、その結果について速やかに県へ報告すること」となっているが、再委託先の実績報告書の提出及び検査について、県に報告がなされていると認められる書類はなかった。

県は、再委託の業務の妥当性を判断するためにも、再委託承認条件に従って、委託者から再委託業務の実施についての報告を受けるべきである。また、そもそも、金額的に主要な業務の過半割合が再委託に付されるという点で、直接契約としないことの合理性や経済性について説明可能とすべく検証され、客観的に明示されるべきである。

【意見】受講者の選定方法について

当事業の仕様書においては、支援対象者の募集及び選定について、「公平かつ公正な選定方法により、プログラムによる支援を希望する者から10名程度を支援対象者として選定」となっており、また、「受託者は、全ての業務について、委託者である山口県と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること」となっている。しかしながら、受講者選定の経緯が委託事業者から報告されていないため、公平かつ公正な選定となっているかどうか不明であった。事業性等の判定は難しいことから、實際上、選定が合理的かどうかについて、県が判断できないことがあったとしても、委託元として、選定方法と選定経緯は把握しておく必要がある。

【意見】委託料(事業報告書)の検証について

事業報告書の記載では、(1)ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラムについては、募集説明会2回、選定後の実施プログラムが9回実施されており、累計時間は32時間となっている。このプログラムは主として再委託先により実施されており、再委託額は13,200,000円(消費税込)となっている。時間当たり委託料単価は、412,500円となり、一般的には、経済的な合理性に乏しい時間単価といえる。また、(2)スタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業プログラムの実施については、事業報告書記載では、募集説明会1回、実施プログラム7回となっており、累計時間は23.5時間となっている。なお、随時オンラインメンタリングを実施しているとの記載があるが、実施日数と時間の記載がされていないため、具体的な実施状況は不明であった。このプログラムも主として再委託により実施されており、再委託額は5,503,872円(消費税込)となっている。事業報告書から読み取れるだけの時間から算定した時間当たり委託料単価は、234,207円となり、こちらも一般的には合理性の乏しい時間単価とい

出」を追加した。

また、令和4年5月に実施した再委託承認審査会にて、直接契約としないことの合理性や経済性について整理した上で、再委託の承認を行った。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

措置済み

令和4年5月に実施した受託者との初回打ち合わせにおいて、適時、選定方法と選定経緯を報告するよう指示し、選定方法と選定経緯を把握することとした。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

措置済み

令和4年度事業から、委託仕様書において、各月の報告書にメンタリング等の実施日や回数等を記載させる内容を追加した。

える。

これらのプログラムについては、受託者が随時プログラム参加者に対応する体制をとっていることなどから、事業報告書記載以外にも活動実績があるとのことではある。しかしながら、現状の事業報告書では委託金額が実施状況を踏まえて、経済性の観点から妥当であったかどうかの判定が困難である。

したがって、委託金額が業務実施状況に照らして妥当であったか否かの十分な検証をなし得る事業報告書の記載及び提出が必要である。

28. 中小企業スマートビジネス推進事業

【指摘事項】仕様書への準拠性について

本委託事業では、仕様書に準拠した業務が履行されていない。仕様書によれば、委託業務の内容は以下のように規定されている。

(ア) スマートビジネス推進コーディネータの配置

(イ) 上記2 (IoT の活用等による新事業展開や事業の効率化を図る企業の取組を支援し、県内中小企業の生産性向上を図る。) の業務の目的を達成するために、以下の内容の事業を実施し、中小企業等の成長支援を行うこと。

- ・生産性向上診断の実施
- ・先進モデル創出補助金

新事業展開型、新結合促進型、企業群連携強化型

- ・やまぐちグロースサポートプログラムによる支援
- ・スマートツール導入サポーター派遣制度
- ・首都圏等販路開拓支援
- ・売り込み支援
- ・IoT 等導入ロードマップの作成

しかしながら、上記のうち、生産性向上診断の実施、やまぐちグロースサポートプログラムによる支援、スマートツール導入サポーター派遣制度及び IoT 等導入ロードマップの作成の4事業が実施されなかった。

委託費は、当初の委託契約額 148,700,000 円に対して、実施されなかった事業分は控除され、実績額として 56,739,308 円が支払われているため過大な支出はなかったものの、結果として、当初予定していた大半の事業がなされなかった。この点、事業を実施しなかった経緯についても起案、回覧等も含めて文書は残っていないとのことであり、当初の仕様書も変更されていない。また、事業実施途中で先進モデル創出補助金については、新型コロナウイルス対応に変化したようだが、この点についても変更経緯が記録された文書がなく、当時の状況は全く不明である。そして、業務委託検査報告書を確認したところ、令和3年3月31日付で仕様書どおりの内容が履行されており、特に問題もなく指示事項なしで合格と報告されている。上記の事業実施状況を踏まえると、当初の仕様書に基づく合格は客観的には妥当性を欠くと言える。また、大半の事業が実施されない点で、もはや当初の仕様書及び契約書は有効とはいえ、法規性の観点では、仕様書を変更し、再度予定価格を見直し、適正手続きに従って、変更契約を行わなければならないとも考えられる。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

既に対象事業廃止済みであるが、指摘事項を踏まえ、類似事業において契約事務手続きの厳正化を行っていく。

措置済み

さらに、検査結果文書の日付も1年間違えたまま交付されている。成果の検査は委託先にて行ったため、証憑資料は残されておらず、検査結果報告書が一枚あるだけの状況において、厳密な検査が行われたのか不明であり、外観上は検査の形骸化さえ疑われる。業務委託の検査は、事業実施主体の県が、規則等に則り、有効な事業を行ったことに関する責任の所在を示すものであり、事後検証等が可能な文書等を記録・保存する措置が求められる。

【指摘事項】 補助金等の消費税等対象外経費を含む委託料の取扱いについて

本事業の委託業務における事業内容には、委託先が中小企業等の成長支援のために、対象企業に先進モデル創出補助金を交付する事業（補助金）が含まれている。

令和2年度における本業務は、令和2年4月1日付で委託契約書が交わされており、当初の委託料は、148,700,000円（うち消費税及び地方消費税の額 13,518,182円）であり、委託先が交付する補助金額を含めて事業費全体に消費税等を含めた金額となっている。事務手続きとして、委託先は、本業務完了後、本業務の実施に要した経費等について、実績報告書を提出する。そして、県は実績報告書の内容を検査し、本業務の実施に要した経費の額と、契約金額のいずれか低い額を支払うべき額（以下、「確定額」という。）として確定させることとなる。

本業務は令和3年3月31日に検査が合格になり、確定額として、56,739,308円（うち消費税及び地方消費税の額 2,619,119円）とされた。当該確定額は、委託先が交付した補助金額 27,929,000円を除く経費部分 26,191,189円にかかる消費税等 2,619,119円を加えた合計額である。当初、委託先である受託者が交付する補助金額を含めた金額全体に対して、消費税等を加えた額を委託金額として契約締結していたが、確定額では、委託先が交付する補助金部分は消費税等の対象外（不課税）としてこれを除いた金額で支払われている。

これは、担当課内で、補助金は消費税等が不課税とされるため、確定額で補助金部分には消費税等を加味しないとの判断がなされた結果であり、当該取扱いの変更経緯は、他事業において税務署に確認した取扱いを参考としたものである。しかしながら、当該税務署への確認は、支援金や補助金等の交付における消費税等の課税実務を照会したものであり、本件の委託契約（委託料）における消費税等の取扱いとは内容を異にするものである。そして、委託契約は、消費税法第2条第1項第8号における役務の提供に該当し、受託者が免税事業者等の場合を除き、通常は事業経費全体を課税対象と捉えるべきである。

消費税等の取扱いについては、その判断に困難を伴う点は理解し得るが、結果的に、当初の委託契約書における取扱いと確定額における取扱いとが矛盾している。

また、当該取扱いの変更は一部の課で行われたもので、全庁的に統一したものではない。他の所管課等では、本件取扱いとは異なり、補助金部分にも消費税等を加味して委託料を算定している。つまり、結果的に、部局によって、委託料を確定する取扱いが異なっている。さらに、令和元年度以前にも、ほぼ同一内容で事業が行われているが、変更前の取扱いに基づき、補助金部分にも消費税等を加味し

（主務課・室 商工労働部経営金融課）
指摘を踏まえ、委託業務に係る消費税等の取扱いについては、令和4年10月6日付け令4会計第391号「業務委託に係る消費税等の取扱いについて（通知）」の会計課通知のとおり取扱うこととし、今後、類似事業において契約事務手続きの厳正化を行っていく。

措置済み

た金額で委託料が支払われている。仮に、今回の変更後の取扱いが正しいならば、過年度支出額が一部過大であり、返還を求めるべき事案である。また、確定額において、委託先の経費内容に応じて消費税等を加味するか否かを決定するのであれば、補助金以外の項目として、例えば、消費税等が不課税となる給与等の人件費を委託先が支出した場合等、平仄を合わせるべき項目は多岐に亘る。

これらを踏まえると、同じ組織（庁内）で、同一実態の取引について、異なる結果が生じることは公平性の観点からも妥当性を欠いており、やはり、一部の部局で安易に取扱いを変更するべきではなかったと考える。したがって、本件は全庁的な事務手続きに影響を及ぼすものであり、県の実施する委託事業に係る消費税等の取扱いに関する早急な見直し及び、必要に応じた是正措置を求める。

【意見】 他部署との横断的な連携について

本事業の支援対象は農業、林業、漁業は対象外となっている。スマートビジネスの観点からは、農業等についてもスマート農業が行われており、期待は大きいと思われる。農業等については所管部署が違うため、今回の支援対象からは除かれているとのことである。

この点、県の農林水産部でもスマート農業の推進施策を展開しているとのことではあるが、一層の効率性を追求しながら、引き続き、関係各部署と連携を密にし、業種間で漏れのない、網羅的な支援体制の構築を期待する。

【意見】 補助対象経費の客観性について

先進モデル創出補助金は、新たに販路開拓等に取り組む事業者の先進的な取り組みを支援することで、生産性向上の先進モデルを創出し、県内中小企業に対して、取り組みの効果を広く波及させることを目的としている。

補助金の対象経費には役職員人件費も含まれており、生産性向上の先進モデル創出に係った人件費が対象になる。補助対象事業者の実績報告書を確認したところ、日報等で通常業務と補助金対象業務を分けているが、通常業務と補助金対象業務との分け方の判別が困難であるように見受けられた。また、先進的な取り組みに係る、「先進性」の定義についても明確な線引きは難しい状況である。

当該補助金においては、委託者である県が補助金制度設計等の責任を負っており、受託事業者として事務手続きはやまぐち産業振興財団が執行している。制度の枠組みを策定する上で、県としても、過大な補助金交付とならないように、先進性の在り方や人件費については上限や割合を定めるなど、補助対象経費の内容について、事務手続き担当者（やまぐち産業振興財団）の判断による差異を可能な限り排除し得るように制度の見直しや改善を望む。

28-2. 中小企業スマートビジネス推進事業

やまぐち産業振興財団

【指摘事項】 仕様書への準拠性について

本委託事業の仕様書に基づく、業務が履行されていない。仕様書によれば、委託業務の内容は以下のように規定されている。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

既に対象事業廃止済みであるが、意見を踏まえ、類似事業において、事務手続き担当者の判断による差異を可能な限り排除するよう補助対象経費等制度設計時に部署との連携を行っていく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

既に対象事業廃止済みであるが、意見を踏まえ、類似事業において、事務手続き担当者の判断による差異を可能な限り排除するよう補助対象経費等制度設計を行っていく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

中小企業スマートビジネス推進事業は令和2年度に終了済みである。これまでも類似の委託業務については、県と協議の上、実施してきたが、指摘を受け、契約手続きの厳格化に取り組むこととし

措置済み

- (ア) スマートビジネス推進コーディネータの配置
 (イ) 上記2 (IoT の活用等による新事業展開や事業の効率化を図る企業の取組を支援し、県内中小企業の生産性向上を図る。) の業務の目的を達成するために、以下の内容の事業を実施し、中小企業等の成長支援を行うこと。
- ・生産性向上診断の実施
 - ・先進モデル創出補助金
 新事業展開型
 新結合促進型
 企業群連携強化型
 - ・やまぐちグロースサポートプログラムによる支援
 - ・スマートツール導入サポーター派遣制度
 - ・首都圏等販路開拓支援
 - ・売り込み支援
 - ・IoT 等導入ロードマップの作成

しかしながら、上記のうち、生産性向上診断の実施、やまぐちグロースサポートプログラムによる支援、スマートツール導入サポーター派遣制度及び IoT 等導入ロードマップの作成の4事業が実施されなかった。

この点、産業振興財団の担当者は、当初の委託業務の内容が実施出来ないことの認識はあり、県の担当者と協議を行ったものの、契約書の変更手続きは行われていない。産業振興財団は受託側ではあるが、大半の事業が実施されないこととなったのであれば、もはや当初の仕様書及び契約書は有効とはいえず、予定価格の見直しや変更契約の手続きを県に求めるべきであった。

【意見】 実績報告書作成の事務手続きについて

本事業の委託費の取扱いについては、No. 28 における、県の中小企業スマートビジネス推進事業において指摘事項としたところであるが、当初、業務を受託したやまぐち産業振興財団が補助金交付先に交付する補助金額を含めた金額に対して、消費税等を加味した額を受託金額として契約書を交わしていた。一方で、実績報告書提出時点では、産業振興財団が交付する補助金額部分は消費税等の対象外として、消費税等を除いた金額で提出している。

この点、なぜ、実績報告書を提出する段階になって取扱いを変更したかについては、産業振興財団の担当者は特に認識しておらず、当時の担当者（県からの出向者）が事務手続きを行っており、詳細については把握していなかった。

しかしながら、産業振興財団内部で実績報告書の決裁は通常の事務手続きとしてなされており、経費報告書の実績額の記載部分で補助金については「非課税支出」との文言の記載がある。そして、他の同様の実績報告書の経費報告書の実績額とは、消費税等の額も異なっているし、金額の算出方法が異なっていることは明らかである。そのため、なぜこの業務のみ経費の算出方法が異なるのかという視点を有していれば、産業振興財団内部でも本業務のみ取扱いが異なっていることに気付き、精査して県と協議を要する等の適正手続きを経ることができていたはずであり、細部に問題意識を持つことが望まれる。

た。
 なお、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとする。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

中小企業スマートビジネス推進事業は令和2年度に終了済みである。これまでも類似の委託業務については、県と協議の上、実施してきたが、指摘を受け、更に問題意識を強く持つよう意識改革に取り組むこととした。

なお、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとする。

措置済み

<p>【意見】 補助対象経費の客観性について 先進モデル創出補助金は、新たに販路開拓等に取り組む事業者の先進的な取り組みを支援することで、生産性向上の先進モデルを創出し、県内中小企業に対して、取り組みの効果を広く波及させることを目的としている。</p> <p>補助金の対象経費には役職員人件費も含まれており、生産性向上の先進モデル創出に要した人件費が対象になる。補助対象事業者の実績報告書を確認したところ、日報等で通常業務と補助金対象業務を分けているが、通常業務と補助金対象業務との分け方の判別が困難であるように見受けられた。また、先進的な取り組みに係る、「先進性」の定義についても明確な線引きは難しい状況である。</p> <p>当該補助金においては、過大な補助金交付とにならないように、先進性の在り方や人件費については上限や割合を定めるなど、補助対象経費の内容について、現場での実務を執行する受託事業者として、より一層、客観性を有する補助金制度への改善を積極的に県に求めるべきであり、透明性のある手続きの確保を望む。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 中小企業スマートビジネス推進事業は令和2年度に終了済みである。これまでも類似の委託業務については、県と協議の上、実施してきたが、意見を受け、更に問題意識を強く持つよう意識改革に取り組むこととした。</p> <p>なお、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>29. 九州・山口ベンチャーマーケット開催事業</p> <p>【意見】 負担金の積算根拠について 九州・山口ベンチャーマーケットの開催にあたり、当該実行委員会に対して1,050千円の負担金を支出しており、3期間推移を見る限りは、平成30年度～令和2年度までは毎年同額である。また、実行委員会の収支決算書を見ると、繰越金の残高も確認される(令和2年度決算における次年度繰越金759千円)。もちろん、突発的事象への対応を踏まえて、予備費として一定程度の繰越金を持つておく必要性もあるが、経済性・効率性の観点に鑑みると、実行委員会事務局から請求されるだけでなく、本県も実行委員会のメンバーである以上、少なくとも支出の根拠として、例えばイベント運営委託経費をどのように積算したのか等を検証し、負担金の積算根拠をより詳細に補足し、記録・保存することが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 意見を踏まえ、令和4年度から、負担金の積算根拠をより詳細に補足することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 本県経済団体との協力体制構築について 九州・山口ベンチャーマーケット開催時の参加者募集について、より多くの参加者を募集し得る体制の整備が必要である。具体的には、例えば、本県には経済団体の一つとして、山口経済同友会が存在する。当該同友会は、県内の企業経営者の有志で組織した団体であり、様々な利害を超えて自由闊達に活動を行い、より良い経済社会の実現を目指している。このような経済団体等との協力体制を構築し、九州・山口ベンチャーマーケットに本県の事業者が積極的に参加することで、世界に羽ばたく成長性の高いベンチャー企業が輩出される土壌が醸成されることを望む。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 意見を踏まえ、今後、経済団体等との協力体制の構築に努めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>30. 小規模事業経営支援事業</p> <p>【指摘事項】 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の第12条において、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、小規模事業支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第6</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 令和3年度補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の提出について、消費税申告期限経過後、改めて補助団体に対して周知を行った。</p>	<p>措置済み</p>

<p>号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。」となっているが、報告書は提出されていなかった。</p> <p>したがって、交付要綱に従い、当該報告書の提出を遺漏なく求めるべきである。なお、当該指摘後、報告書は速やかに県へ提出され、監査上も提出された報告書を確認したことを申し添える。</p> <p>【意見】経営指導員設置基準について</p> <p>当事業の補助対象経費については、職員の設置費が大部分を占めている。職員の設置費は、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」のなかで、商工会等の地区内の小規模事業者の数及び商工会等の会員数に応じて定数が定められており、そのいずれかの少ない方の定数及び予算の範囲内で設置することができるものとされている。</p> <p>しかしながら、当該補助金の補助事業は、商工会等の会員のみを対象とした経営改善普及事業ではなく、商工会等の地区内の小規模事業者を対象として実施するものである。このため、経営指導員の設置基準において、商工会等の会員数の区分を設けることは補助事業の性質と馴染まないとも言えることから、経営指導員の設置基準について再考の余地がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>意見のあった、商工会等の会員数に応じた経営指導員の設置基準については、地区内の小規模事業者数を基本としつつ、組織率の向上を図ること等を目的に改正を行った経緯等も踏まえ、今後、他県動向等も参考としながら見直しについて検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>31. 中小企業団体育成指導事業</p> <p>【指摘事項】令和2年度の補助金概算払請求書について</p> <p>令和2年6月1日付請求書について「令和2年度」事業であるにも関わらず、「令和元年度」となっていた。また、県の経営金融課長宛である請求にかかる申請表紙も全て「令和元年度」となっていた。補助金は年度毎に予算化され、年度毎に執行されるものである。そして、単純ミスであっても、年度が不正確に表示されていたならば、いつの年度の予算を執行して事業を完了させたのかが事後的に不明確となり、当該年度の予算が適正に執行されたか否かの証明が外観上は困難となる。</p> <p>以上より、申請書は、正確な年月日を記入し、県も正確性を確認のうえ、訂正等を求めるとともに事務手続きの指導を徹底するべきである。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>申請者に対し、事務の適正な執行について令和3年9月に改めて徹底するよう指導を行い、県においても申請書等の記載内容の正確性を十分に確認し、誤りがあった場合には速やかに訂正等の手続きを求めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘事項】消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について</p> <p>山口県中小企業団体中央会補助金交付要綱第15号において、県中央会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第10号様式)により速やかに報告しなくてはならないと規定されている。</p> <p>しかし、本件では、この第10号様式が未提出となっていた。県は、補助金交付決定に際しては、要綱の要求事項を全て充足しているか否かを確認する必要がある。なお、当該指摘後、第10号様式は速やかに県へ提出され、監査上も提出された第10号様式を確認したことを申し添える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>令和3年度補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書の提出について、消費税申告期限経過後、令和4年6月に改めて補助団体に対して周知を行い、報告書を受理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】補助金の効果測定指標について</p> <p>当該補助事業について、新規組合設立件数15件/年を成果指標として設定している。一方で補助事業の目的は、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>令和4年度事業から、成果目標に相談件数と指導件数を追加した。</p>	<p>措置済み</p>

を促進し、もって中小企業の発展に資することとされている。

この点、新規組合設立件数が効果測定の指標に無関係とは言えないものの、中小企業の発展に資することについて、最適な指標であるとも言えない。そして、新規設立の組合のみならず、既存の組合も含め、経営改善や伴走支援による課題解決等によって本事業の目的に適合した効果が発現すると思われる。

以上より、例えば、各組合が設定する経営目標等を達成したか否か、また、目標達成した組合数が何件であるかなど、より事業目的に適う指標の設定を検討することが望まれる。

32 小規模企業者等設備貸与事業資金

【指摘事項】 起案書の記載様式について

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

32-2. 小規模企業者等設備貸与事業資金

やまぐち産業振興財団

【指摘事項】 重要文書（審査資料）の管理について

貸付申請時に審査を行っており、当該審査資料を確認しようとして依頼したところ、監査実施日（令和3年10月15日及び18日）において所在不明のため提示を受けられなかった。なお、当該資料は後日（令和3年10月20日）発見されたため、令和3年10月29日に本庁において現物を確認した。

「公益財団法人やまぐち産業振興財団文書取扱規程」19条（文書の整理）によると「文書は、常に整理し、重要なものは常時持出しのできるように準備しておかなければならない。」と記載がある。

上記の通り、後日審査資料は確かに発見されたが、位置づけとして重要な書類が監査当日に提供されなかった点は、やはり管理状況に不備があり問題である。

したがって、当該19条に従い審査資料という重要な書類は常時持出し可能な状態で管理する必要がある。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

令和3年度以降、起案文書の決裁日記入にあたってはボールペン等を用いることとし、容易に修正ができないよう徹底した。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

当該事業の文書について、確認を行い、今後、所在不明などのことが無いように保管場所の確認、整理を行った。

加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとした。

措置済み

<p>【指摘事項】 起案書の記載様式について 起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。 上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。 したがって、起案日及び決裁日の明示についての適正手続きが求められる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 指摘を踏まえ、起案、決裁手続きの厳格化に取り組むこととした。 加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>33. 新事業活動支援設備貸与事業資金</p> <p>【指摘事項】 起案書の記載様式について 起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。 上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。 したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 令和3年度以降、起案文書の決裁日記入にあたってはボールペン等を用いることとし、容易に修正ができないよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 目標指標の事後検証について 新事業活動支援設備貸与事業実施要綱によると「経営の革新」と関連して事業者が借入を申し込むにあたって付加価値額の向上又は経常利益の向上という目標指標が定められている。しかし、「経営の革新」要件を達成したか否かを判定する達成状況総合判定表が作成されておらず、当該指標を掲げた意義が乏しい状況である。 本事業は設備貸与という支援を通して、中小企業者等の経営基盤強化に寄与することが目的である以上、経営革新の達成状況を客観的に記録した文書が保存され、さらには、県の財源が投下され、将来に亘り貸与を受けた事業者から投下財源が回収されるまでの期間は、最低限、当該経営革新の要件を達成していることを追跡するべきである。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 本事業は、国制度（小規模企業者等設備貸与事業）の対象者を補完する単県制度である。国制度においては、対象者について、経営革新の達成状況を調査により確認している。本事業においても、令和4年度から国制度と同様の調査を行い、経営革新の達成状況を追跡した。</p>	<p>措置済み</p>

33-2. 新事業活動支援設備貸与事業資金

やまぐち産業振興財団

【指摘事項】重要文書（審査資料）の管理について

貸付申請時に審査を行っており、当該審査資料を確認しようとして依頼したところ、監査実施日（令和3年10月15日及び18日）において所在不明のため提示を受けられなかった。なお、当該資料は後日（令和3年10月20日）発見されたため、令和3年10月29日に本庁において現物を確認した。

「公益財団法人やまぐち産業振興財団文書取扱規程」19条（文書の整理）によると「文書は、常に整理し、重要なものは常時持出しのできるように準備しておかなければならない。」と記載がある。

上記の通り、後日審査資料は確かに発見されたが、位置づけとして重要な書類が監査当日に提供されなかった点は、やはり管理状況に不備があり問題である。

したがって、当該19条に従い審査資料という重要な書類は常時持出し可能な状態で管理する必要がある。

34. 中小企業制度融資

【意見】県制度融資における資金の見直しについて

令和2年度の県内景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、一部個人消費等の持ち直しが見られたものの依然として厳しい状況であった。そして、当該社会情勢を踏まえ、県制度融資においても経営安定支援資金の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、多くの中小企業者等からの需要が生じ、それに対応するために当該制度融資を実行した。この一連の状況は、上記（7）からも明らかであり、当該資金については、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っておらず（令和3年8月時点）、今後も高い水準で需要が継続する可能性がある。

一方で、特に創業・新事業展開支援資金や小規模企業支援資金については、令和2年度に新設された事業承継支援資金（融資実績 296,175 千円）を除き、直近3期間で新規融資実績がゼロ、または、減少傾向の継続が目立つ状況である。そして、上記（6）によれば、令和2年度の新規融資枠（予算）に対する新規融資実績割合は全体で約47%となっている。

また、上記（8）及び（9）によれば、過去3期間で預託金に対する融資残高の倍率が金融機関との間で取り決めた協調倍率を下回る資金が多く見受けられる（厳密には融資期間や金融機関の区分等で協調倍率の設定が異なるが、大局的に傾向を把握するためのベンチマークとして利用した）。

ここで、預託金については、一般的には金融機関に貸付原資の一部を預託（歳出）するものの、年度末には返済（歳入）されることから、歳出の財源が諸収入として確保され、一般財源を不要とする点でメリットがあると考えられている。しかしながら、一方では財政負担の面では、預託金の機会費用や預託金財源の調達コストが潜在的には存在することも広く、一般的に言われるところである（下記の預託金に係る実質財政負担額の試算を参照）。

以上を踏まえ、確かに県制度融資は、金融機関によるプロパー融資を補完するものであり、融資実績割合を高める

（主務課・室 商工労働部経営金融課）
当該事業の文書について、確認を行い、今後、所在不明などのことが無いように保管場所の確認、整理を行った。

加えて、内部統制の強化の観点から、県会計課、学事文書課から講師を招聘し、令和3年11月22日契約事務、11月29日文書事務の研修を実施した。プロパー全職員が受講し、事務手続きの基礎的知識を再確認した。今後も定期的に研修を行い、体制強化に努めることとした。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）
今後とも、社会情勢や中小企業者等の現場の声を踏まえたうえで、金融情勢や国の動向等を注視するとともに、金融機関等と緊密に連携を図り、中小企業者への金融ニーズに適時適切に対応していく。

なお、最近の資金の見直し状況は以下のとおりであり、昨今の動向を踏まえ、資金の組み替えを行い、組み替え後の新資金の融資実績もあった。

措置済み

<令和3年度>

- ・新設資金
DX 対応支援資金
経営安定資金（伴走支援枠）
- ・拡充資金
事業承継支援資金（融資枠の拡大）
- ・廃止資金
地域経済牽引資金
生産性向上支援資金

<令和4年度>

- ・新設資金
ビジネスモデル再構築資金
原油価格・物価高騰対応資金
- ・拡充資金
創業応援資金（融資枠の拡大等）
経営安定資金（融資枠の拡大等）
- ・廃止資金
新事業展開等支援資金
新型コロナウイルス感染症対応資金

ことが目的ではなく、一般に資金調達力の弱い中小企業者等に対して、必要な時に必要な金額の融資により金融支援の役割を果たすことが重要であると考え。しかし、やはり財政負担がゼロではない以上、事業の有効性や経済性・効率性への配慮も同様に重要である。そこで、今後も県の政策上の重点度合いのみならず、社会情勢や中小企業者等の現場の声を集めながら現実的に求められる融資の制度設計として資金項目の見直し（新設・改廃・統合等）を図っていくことが望まれる。

(参考：監査人による預託金に係る実質財政負担額の試算)

以下の試算は、参考値として、極力簡易化させるために、下記前提条件の範囲内で監査人が算定したものであり、県の実際の財政負担額を示しているものではない。

前提条件

- i 機会費用は、預託金を山口銀行の普通預金で運用した場合とする。
- ii 預託金財源の調達コストは、県債（10年）で調達した場合とする。
- iii いずれも試算の最大値として令和2年度預託金額に対して利率を乗じて算出した。

預託金に係る財政負担の試算額

(単位：千円)

項目	計算式	試算額
機会費用	預託金 86,052,400 × 普通預金の利率 0.001% (※1)	860
調達コスト	預託金 86,052,400 × 県債 10年の利率 0.15% (※2)	129,078
	合計	129,938

(※1) 山口銀行が公表している普通預金の金利（年利）

(※2) 一般社団法人地方債協会が公表している令和2年6月発行の表面利率（山口県が採用する利率）

35. 損失補償

【意見】損失補償がもたらす金融支援の効果について

県による損失補償は、上記（1）事業の概要のとおり、中小企業制度融資のうち、保証協会が負担する信用リスクの一部負担により、積極的な保証承諾を推進し、中小企業の金融円滑化を図る必要性から実施されている事業である。一方で、県の予算財源が厳しさを増す中、保証承諾の増加に伴う代位弁済の発生状況次第では多額の損失補償を負担する可能性がある。また、財源の一部を構成する求償権の回収金額についても、実際の回収額は予想より下振れするリスクも残る。もちろん、保証承諾が増加すれば代位弁済が増えるという単純な相関関係とはならないが、表裏の関係として、金融支援の促進は、一方で、県の潜在的（偶発的）な財政負担を増大させる方向にも作用し得る（上記（9）翌年度損失補償額の試算参照）。

これらを踏まえ、県として損失補償が中小企業者等の振興施策において必要な事業であることは理解できるものの、県の財政負担と、それに見合う金融支援の効果が対県民に、より一層説明開示されることが望まれる。特に新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、経営安定支援資金（損失補償対象）の保証承諾が大幅に増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

措置済み

本事業の目的は、信用保証協会の負担する代位弁済の一部を補填し、経営的に苦しい中小企業者を対象に、積極的な保証を推進し、融資の円滑化を図るものであり、信用リスクが大きい「経営安定支援資金」と「事業再生支援資金」について損失補償を行っている。

このため、「代位弁済額等をどれだけ抑制するか」を成果指標とすることについては、なじまないと考えるが、今後、山口県信用保証協会によるポストコロナに向けた一層深度ある巡回訪問の実施や金融機関との連携強化により、代位弁済の抑制に努める。

損失補償の効果として、当該年度の融資予算枠に対する融資実績の比率等をもって一定の評価はできると考え、令和3年度実績から県HPで公表した。（令和4年7月に公表済）

た事業者を救済するという金融支援の側面と、一方で、当該支援が一時的には貢献するものの、実質的な経営改善に至らず、結果的には、いわゆる倒産や休・廃業、解散を選択せざるを得ない事案も予測され、ひいては代位弁済の増加に伴う損失補償により県の財政負担の増加も一定程度は懸念され得る。

以上より、損失補償がもたらす金融支援の効果の説明として、例えば、損失補償対象資金における代位弁済額等を成果指標として設定し、当該指標以下に実績額を抑制できたかどうかの目標と実績の対比状況が開示されること等が望まれる。

【意見】 損失補償契約の対象資金について

上記（7）に記載のとおり、県と信用保証協会との間で締結される損失補償契約の対象資金は、経営安定支援資金（4種資金）及び事業再生支援資金並びに令和2年度は取扱終了制度となっている一部の資金に限られている。

ここで、損失補償が金融支援（中小企業の金融円滑化）において必要とされているのであれば、県として政策の重要度に鑑みて、例えば、創業・新事業展開支援資金のうち、令和2年度に拡充された事業承継支援資金を新たに損失補償契約の対象に追加する、または、限られた財源を効率的に配分するために、従来の損失補償契約対象資金から対象を組み替える等の見直しの可否が検討されるはずである。そして、先に述べたとおり、県の予算財源が厳しさを増すことが予見される現在において、金融支援の効果とその反面生じる損失補償を含む財政負担との均衡が図られていることが具体化された情報として、損失補償対象資金や対象とした経緯、当該資金における損失補償の効果等が広く県民に対して開示されることが望まれる。

36. 信用保証料率低減事業

【意見】 補助金の効果測定指標について

県では、補助金の効果測定について、「補助金等の交付事務に係るチェックシート 6 補助効果の測定」（以下、「チェックシート」という）において、「補助等の効果を客観的に測定できるよう、数値による指標を設定するとともに、一定の目標値を定め、その達成度を評価することが適当。」と基本的な考え方を示し、さらに「①効果測定のための指標や目標値を設定 ②数値以外のもので補助効果を測定 ③補助効果を測定していない」との3つの状況区分を設定し、どの状況に属するかをチェックする事務手続きを採用している。

当該補助金については、上記②で効果測定されており、「令和2年度信用保証料率低減事業補助金に係る審査内容について」の審査結果において、「県中小企業制度融資を利用する中小企業の信用保証料負担を軽減し、経営基盤の強化を図る」という事業目的の達成に資するとしている。この点、確かに全ての補助事業について須らく定量的な指標を設定することは現実的に困難な場合もあるが、補助金に一般財源が投入される限りは、効果測定はより具体的になされるべきである。

しかしながら、現状では書類上はチェックシートへのチェックのみで上記の審査結果が導かれており、その測定内容を客観化したものが添付されておらず、蓋然性のみで判

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

本事業の目的は、信用保証協会の負担する代位弁済の一部の補填により、積極的な保証を推進し、融資の円滑化を図るもので、経営的に苦しい中小企業者を対象とする「経営安定支援資金」や、「中小企業活性化協議会」等の支援を受け、事業再生を図る中小企業者を対象とする「事業再生支援資金」といった信用リスクが高い資金について損失補填の対象としている。

また、金融支援の効果としては、当該年度の融資予算枠に対する融資実績の比率等をもって一定の評価はできると考え、令和3年度実績から損失補償対象資金と合わせて、県HPで公表した。（令和4年7月に公表済）

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

令和3年度の信用保証料率低減事業補助金の額確定に係る審査において、補助金に係る効果測定内容を客観化した資料として、「融資予算枠に対する融資実績（比率等）」を作成し、適正な審査に努めた。

措置済み

断しているとも見られかねない。制度融資は、事業者が必要な時に、必要な資金の融資を受けられることが重要であって、利用率の向上のみを追求することは制度趣旨とは異なるが、それでも例としては、融資予算枠に対する融資実績の比率等は成果指標になると考えられる（需要の著しく低い制度に対して補助金予算が配分されることは、限られた財源の効率的使用が要求される点に鑑みると妥当性を欠く）。

以上より、実施した補助事業の成果という面により一層着目し、設定した成果指標に対する効果測定が具体的に可能となるよう検討し、チェックシートや審査内容に適切に反映されるべきである。

36-2. 保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き

山口県信用保証協会

【意見】保証承諾業務の品質管理について

保証承諾における事務手続きは、「調査・審査事務処理要領」、「調査・審査細則」、「信用調査要領」等に規定されている。これらの規定に基づき、保証申込に先立ち、金融機関からの事前相談を受け付け、各営業店では当該事前相談案件を担当者に割り振っている。そして、各担当者は上席者からの指示等を踏まえ、金融機関と協議し、必要に応じて調査を行っている。さらに、担当者の上席者との間でも協議を重ねることで判断に差異が生じないようにしている。

一方で、経験年数を重ねた上席者であっても、保証申込の事業者は千差万別であり、必ずしも全ての事案を円滑に処理し得る訳ではない。また、担当者については、さらに対応に苦慮する状況に置かれることも想定できる。そのため、保証承諾という入り口業務の品質を常に一定以上に維持する観点から、日常的なOJTはもちろん、各営業店で職員の資質面における課題を抽出し、職制を問わず、適格な教育研修を臨機応変に行い得るように柔軟な研修プログラム等の設定・研修実施が望まれる。

さらに、臨店指導において確認項目となっている「審査基準」についても、問題点はあるながらも結果的に妥当と判断された事案は、当該問題点と類似する事案が起きた場合の今後の対応方針等について、営業店内部や必要に応じて保証協会全体で共有されることが望まれる。

【意見】期中管理の強化について

信用保証協会では、信用保証書発行後（保証承諾後）から完済または代位弁済請求書の受付前までを期中管理として定義している。一方で、実際の事務手続きとしては、管理対象の保証先（早期延滞先及びリスク管理口）に関する、延滞や事故という問題が発生してからの対応が中心である。管理対象債権については、当協会としても独自の調査や状況把握に努めており、管理対象に移行していない保証先については、巡回訪問により毎年訪問対象先を見直しながら時宜に適った訪問により経営支援等に取り組んでいる。

一方で、結果論にもなるが、代位弁済事案を見てみると、期中管理を一層強化するべきであったとも見られる。ここで、金融機関と当協会において、包括的基本契約として約定書を締結しているが、約定書第9条において、金融

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

令和2年度については、コロナ禍の影響により中小企業の旺盛な資金需要に対応するため、早期に保証承諾を行える体制を編成し、保証業務に注力した。また、当該年度の研修についても、迅速な保証承諾業務に必要なポイントに重点をおいて実施した。

令和3年度以降の研修については、令和3年5月末にかけて多くの中小企業者に対して保証承諾を行った実績を基に、現下の社会情勢の変化や多様化する資金ニーズに的確に対応していくため、「対応事例の紹介」や、「研修者間でのグループワーク」を行うなど、担当者の審査精度の向上や均一化に努めた。

また、臨店指導については令和2年度の途中から、参考となる事例を役員会・幹部会等の各種会議や上記研修時を利用して保証協会全体で共有する体制を強化していたが、さらに、臨店指導の審査基準について、より客観性を持たせた上で、指導・講評することとした。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

巡回訪問の必要性についての認識共有と、事業承継等、経営支援手法の知識向上を図る研修を実施するなどし、中小企業者の実情に応じた一層深度ある巡回訪問に努めていく。

また、令和4年度から、コロナの影響により融資を受けた中小企業者のうち、令和4年度から5年度にかけて据置期限が到来し、元金の返済が始まる利用先を優先的に実態把握し、金融機関の意見や、事業見通し、各種支援施策も踏まえて、効果的な方策を提言していく方針とした。

措置済み

措置済み

機関に対し、一定の注意義務と通知義務を課すとともに、保全措置および取立方法については、被保証債権も金融機関の固有の債権と同様の取立義務を定めている。つまり、当該規定の徹底を図ることで、協会独自の期中管理を補足することが可能となる。

したがって、より一層深度ある巡回訪問の実施に加えて、金融機関との連携もこれまで以上に強化し、ひいては代位弁済の抑制に寄与することを望む。

【意見】 求償権の回収業務について

信用保証協会における求償権の回収業務として、一般的には以下のような特徴が挙げられる。

- (1) 求償権の放棄をしない（会計上は償却基準によって処理されるものの、回収業務は継続される）。
- (2) 一般的に回収期間が長期化し易い傾向にある（協会内部の管理資料によれば、趨勢として、代位弁済発生年度の翌年又は翌々年に回収率のピークを迎え、その後は低下を辿り、代位弁済から5年を経過すると著しく回収率は下がった状態で推移する）。
- (3) 回収方法は市場での債権譲渡等ではなく、債務者等との接触が中心となる。

そして、求償権の回収は、タイムリーな回収に努めているものの、担保及び第三者保証人に依存しない保証の浸透から回収環境は厳しさを増しており、令和2年度は1.00%を切る結果となった（下表（参考1）参照）。また、求償権の状況を見ても、令和2年度で回収担当職員1人が受け持つ求償権の件数は、単純計算で19件となっており、月間の営業日数を考慮しても約1件/日の処理を要する（同（参考2）参照）。そして、当該職員が回収担当業務の専属ではないことを踏まえると業務効率に影響しかねない。

また、上記の回収業務の特徴（2）で記載した通り、平成10年度以降の趨勢は、代位弁済の翌年又は2年後に回収率のピークを迎え、その後は回収率が漸減し、求償権償却基準でもある5年経過後は著しく低下する（なお、平成10年度当時と令和2年度の比較において、ピーク回収率を比較すると5割超の下落であり、昨今では回収率のベースラインが下がっていることが窺える）。

以上より、いかに早期の回収に向けた人的資源を配分するかが重要となる。新型コロナウイルス感染症対応で大幅に増加した保証債務残高に対して、代位弁済が発生した場合、その後の回収業務の重要度は非常に高く（損失補償を締結している県との間でも、回収率が高まれば応分の納付を受けられるため財政負担の軽減に作用する）、早期回収への体制強化や効率化が喫緊の課題と言える。

（参考1） 求償権回収率の過年度推移（事業報告書より抜粋）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
求償権回収率	1.33%	1.34%	1.06%	0.99%

求償権回収率=実際回収（元本） / （期首実際求償権+期中代位弁済）

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

代位弁済が発生した際の早期回収に向けた体制強化として、令和4年度から、営業店の回収担当者の一部を本店に配置換えし、営業店の求償権の約50%を本店に移管、これにより、本店の管理職が、回収担当者に対し必要な指示・指導を行うなど、早期回収及び回収率の増加に向けた取組を強化した。

今後、必要に応じて人的資源の配分の見直しなどを行い、効率的・効果的な回収業務に取り組む。

措置済み

(参考2) 求償権残高等の過年度推移 (3期間)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
求償権残高	809百万円	772百万円	620百万円
求償権件数	308件	331件	229件
回収担当職員数	12人	12人	12人
求償権残高/人	67百万円/人	64百万円/人	51百万円
求償権件数/人	25件/人	27件/人	19件/人

37. 外国人材企業受入支援事業

【意見】留学生の県内就職目標数について

現状の外国人材として、県内の大学等に在学中の留学生や技能実習生等、様々な在留資格で滞在している。そして、その中でも外国人材の受入支援として、留学生については、既に本県で日常生活を送っており、衣食住環境に比較的慣れていると思われ、いかにこのような留学生を実際に県内就職へ繋げるかという点が労働力確保の面で重要ではないかと考えられる(受入後の定着支援については事業No38の施策を参照)。

令和2年度では、留学生の県内就職内定者数9名となっている(目標10名)が、まずは、県内で留学中の外国人学生の母集団を把握し、各学校を通じて留学生の意識調査(県内就職を希望するか、県外就職を希望するか、母国へ帰国予定か等)を行い、その結果を受けて目標数を設定することが考えられる。次に、設定した目標数に対して、内定者数の実績を把握するだけでなく、内定後の動向(実際の就職状況)調査を行い、成果指標としては内定者よりも現実の企業側による受入数とするべきである。

38. 外国人材企業定着支援事業

【指摘事項】講師謝金に係る源泉徴収義務について

県の委託を受けて、山口県中小企業団体中央会(以下、「中央会」という)が実施する日本語学習支援補助事業について、補助金の交付を受ける事業の実施団体(監理団体等)が日本語学習に必要な経費として講師謝金を支払った場合で、かつ、支払先(講師)が個人である場合、実施団体は当該謝金に対して源泉徴収義務を負うこととなる(所得税法施行令第320条)。当該補助事業について、県が管理している関連書類からは、実施団体が個人の講師へ支払った謝金に係る所得税の源泉徴収を行い、かつ、源泉徴収税額を納付した事実は確認できなかった。中央会としては、補助金交付に関する実施団体の適切な事務処理を確認しなければならず、県としても、委託先である中央会の業務を適正に管理する責任が果たされるべきである。

【指摘事項】課税事業者(簡易課税事業者)の取扱いについて

中央会の補助事業については、補助金交付額の交付申請において、課税事業者用の申請書と免税事業者用の申請書が用意されている(令和3年9月時点)。課税事業者用の申請書は補助対象経費に対する交付申請額の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)を税別(税抜)で算定することを求めており、免税事業者用の申請書は、税込のままで交付申請額を算定する様式である。ここで、課税事業者が税抜価額を基礎とする趣旨は、講師謝金や交通費、資料作成費等の補助対象経費について消費税等の仕入

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
意見を踏まえ、県内留学生における母集団の把握に努めるとともに、令和4年度から成果目標を「留学生の県内就職決定者数」に変更した。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
指摘後直ちに、委託先である中央会に対し、今後、源泉徴収義務が発生した場合においては、適切な事務処理を実施するとともに、源泉徴収税額を納付した事実が確認できる書類の保管に努めるよう指導を行った。
また、県としても委託先の適正な業務実施のため、必要に応じて、助言するなど管理を徹底していく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
当該指摘事項を踏まえ、委託先である中央会に改善を求めたところ、令和4年4月から、補助金の交付申請様式を下記のとおり変更することで対応済みである。

措置済み

- 【変更前】
- 課税事業者用
 - 免税事業者用

控除税額が発生することから、課税対象とならない補助金を税込で交付した場合、消費税等の負担のない収入を得ながら仕入控除税額の恩恵も受けることになり、これらの重複を防止することにある。

一方で、課税事業者の中には簡易課税方式を選択する事業者も存在し、簡易課税により消費税等の納税額を計算する場合には、課税事業者だとしても上記のような重複の問題は生じない（この点では免税事業者と同一である）。しかしながら、簡易課税方式であっても課税事業者であることに変わりはなく、上記の課税事業者用の申請書を使用してしまった場合、免税事業者との間で公平性が保たれない結果となる。

以上より、補助金交付の公平性を担保するためにも、課税事業者のうち、簡易課税事業者である場合の取扱いが事前に申請者側で判明するように客観的に明示する必要がある（なお、中央会では各実施団体からの照会に応じて、課税事業者用又は免税事業者用の申請書について、間違いのないように指導しているとのことであったが、適用誤りを事前に防止するためには、外観上の明示措置が必要である）。

【指摘事項】 仕様書内容の変更に伴う委託料の検証について

外国人材企業定着支援事業における外国人材受入セミナーについて、当初仕様書では山口市内で対面（県内企業を対象に募集人数は 300 名程度）による実施を計画していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への配慮から WEB での開催に変更した（募集人数等は変更なし）。そして、委託料については当初契約時点で 1,528 千円であり、上記の内容変更後の実績額も同額（1,528 千円）であった（下記、支出内訳参照）。

ここで、例えば、広報費や通信運搬費については、WEB 開催で参加者数の減少が危惧されることから商工会議所（2 箇所）や経営者協会への会報掲載（チラシ同封等）やダイレクトメールを拡充・強化することによる増額、諸謝金については講師の交通費が不要になったことによる減少との説明であった。

しかしながら、これらの増額又は減額について、客観的に詳細な単価及び数量を検証した資料等はなく、ともすれば、支出総額ありきと見られかねず、合理性に欠ける。また、広報費や通信運搬費を拡充したのであれば、実績報告において募集の計画人数 300 名に対して実績 42 名であったことについての事後的な検証や今後の展開に向けた改善案等が示されるべきである。

以上より、仕様書内容の変更が生じた場合には、県は委託料としての正当性を詳細に検証することが望まれる。

(支出内訳)

(単位：円)

項目	予算額	実績額	差額
1. 人件費	396,000	415,311	19,311
(1) 事業総括	396,000	415,311	19,311
2. 事業費	812,000	841,355	29,355
(1) 広報費	300,000	450,000	150,000

【変更後】

- 課税事業者用
- 簡易課税事業者・免税事業者用

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

指摘後直ちに、仕様書の内容に変更が生じた場合においては、見積書を再徴収し、県として委託料の妥当性を精査するとともに、必要に応じて変更契約の締結を検討する等、適正な事業の執行に努めることとした。併せて、実績報告時に、変更内容の検証を行い、今後の展開に向けた改善案等についても、検討することとする。

措置済み

(2) 会場使用料	100,000	22,000	△78,000
(3) 印刷製本費 (チラシ等)	100,000	17,500	△82,500
(4) 委託費 (WEB システム利用料等)	0	53,600	53,600
(5) 旅費交通費	12,000	0	△12,000
(6) 通信通帳費 (DM 等)	100,000	198,255	98,255
(7) 諸謝金	200,000	100,000	△100,000
3. 一般管理費	181,200	132,534	△48,666
1. 人件費+2. 事業費+3. 一般管理費	1,389,200	1,389,200	0
消費税	138,920	138,920	0
支出総額	1,528,120	1,528,120	0

(注1) 差額欄は実績額から予算額を差し引きして算定した。

【意見】 事業の成果指標について

当該事業について、県では外国人材雇用アドバイザー相談件数を成果指標に設定している。この点、確かに、企業者側の懸念事項等を解消又は緩和することが外国人材受入のインセンティブになり、定着に向けた一歩になると考えられる。

しかしながら、相談件数の増加（アウトプットの増加）が必ずしも外国人材の定着に比例する関係にあるとも言えず、定着支援としては、より成果（アウトカム）に重点を置き、実際の企業における外国人材の定着状況（例えば、技能実習の在留資格であれば、5年間の就業状況）等のより一層、事業の効果測定に資する指標を設定することが望まれる。

【意見】 随意契約の業者選定について

令和2年度外国人材企業定着支援事業実施業務委託における(株)日本マンパワー（以下、「受託者」という）との契約において、業者選定理由は上記（6）－1に記載のとおりであり、当該理由をもって特定の者でなければ、契約の目的が達せられないため、競争入札に適しないとして随意契約を締結している。この点、当該受託者は人材育成等の企業向け研修をはじめとした事業を展開しており、山口しごとセンターの指定管理者でもあることから、ワンストップ的に当該業務を実施することができることも考えられる。

しかしながら、一方で、外国人材雇用に関するセミナーを開催するノウハウを持つ業者は多数存在しており、最小の経費で最大の効果を得る有効性や経済性等の点では、当該受託者が最も適しているか検証された記録はなかった。また、あくまでも受託者のホームページ上からの一面的な見方ではあるが、外国人材雇用に関するコンサルティングや研修事業を主たる事業として展開していることは窺えない。さらに、令和2年度に開始した新規事業であることから、スタートアップ期においては、複数業者の見積書を入手することも必要であったと考える。

以上より、事業の有効性、経済性・効率性の観点も踏まえ、総合的に判断した結果が文書化（記録・保存）されることが望まれる。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

外国人材企業定着支援事業は、令和2年度に廃止され、次年度からは、外国人材企業受入支援事業に統合されている。なお、統合先事業の成果指標については、令和4年度から「留学生の県内就職決定者数」に見直した。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

意見を踏まえ、今後、新規事業等における業者選定の手法を検討する際には、複数業者からの見積書を徴収するなど、事業の有効性、経済性、効率性の観点から検証し、適正な事業の執行に努めることとした。併せて、検討経緯や結果等についても文書化（記録・保存）することとした。

措置済み

<p>39. ものづくり産業技能向上対策事業</p> <p>【意見】事業の成果指標について</p> <p>当該事業は、平成26年度からの継続事業であり、技能検定合格者数、技能検定受検者数及び合格率について、監査人側の要請により作成されたものが提示された。</p> <p>これにより、平成26年度からの実績は確認できたが、成果指標(アウトカム)である技能検定合格者数について、他県との比較は実施されていなかった。委託先の山口県職業能力開発協会は職業能力開発促進法に基づき、都道府県毎に設置された法人であり、労働者の職業能力開発の促進を実施するための唯一無二の団体として当該業務を随意契約で請け負っている。その職責を果たすためには、高い意識をもって業務に臨み、長期継続的に成果を上げてこそ存在意義があると言える。現状では、結果的には技能検定合格者数(年間)が平成26年度から全くの横ばいであり、委託業務の有効性が十分であると言い切るには難しい状況である。</p> <p>以上より、PDCAサイクルの構築として、前年実績を踏まえた成果指標(アウトカム)を設定し、事後検証の実施、翌年度に向けた対策措置が期待される。</p> <p>【意見】補助金の効果測定指標について</p> <p>当該補助事業については、平成19年度より実施されている。そして、補助事業の効果測定指標(成果指標)として、技能検定合格者数を設定している。</p> <p>しかしながら、成果指標として定量的な指標の設定があるのであれば、当該指標に対する実績を把握し、補助金交付の効果が具体的にどの程度発現したかについて整理する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>意見を受け、令和4年度事業から前年実績を踏まえた成果指標(アウトカム)の設定の見直しを行った。具体的には、級別の指標を設定するとともに、合格率の比較を行うことなどにより事後検証を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>40. 次代を担う産業人材育成推進事業</p> <p>【指摘事項】実績報告書及び検査結果報告書の日付について</p> <p>当初、「山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約実施結果報告書」は、令和3年3月25日に提出され、県は令和3年3月25日付の受付印を押印している。それを受けて、県は令和3年3月25日付で「令和2年度山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約の成果報告について」の起案を行い、3月29日に決裁し、3月29日付で、山口県職業能力開発協会に通知している。</p> <p>しかし、その後、山口県職業能力開発協会が報告書における実績報告金額の誤りに気づき、当該金額を訂正した上で、再度、報告書を提出したが、その日付が令和3年3月25日となっており、県の受付印も令和3年3月25日となっていた。さらに、当該報告書を受け、県は令和3年3月25日付で「令和2年度山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約の成果報告について」の起案を行い、3月30日に決裁し、3月30日付で、山口県職業能力開発協会に通知している。</p> <p>つまり、一旦、3月29日に確定した事実について、その訂正を3月25日に遡って「受付」及び「起案」を実施しており、事実(実際に誤りを受けて事務処理をした日付)と異なる日付が公文書に記されていた。文書の日付は、責任範囲を時間軸で明示する重要な情報であり、訂正とはいえ、訂正文書作成時の日付を記載すべきであって、過去に遡って上書きすることは真実の時系列を歪めることとな</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>指摘を受け、令和4年4月に、本件に係る業務報告を上げ、組織的に情報共有をし、過去に遡及して訂正を行わないよう適正な事務処理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

<p>る。 以上より、過去に遡及して訂正を行うことは内部統制の観点からも望ましくないため、適正な事務処理の徹底を図るべきである。</p>		
--	--	--

平成 11 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第2 山口県土地開発公社</p> <p>3 外部監査の結果</p> <p>(2) 監査の結果</p> <p>ア 長期保有土地の状況</p> <p>(ア) 阿知須干拓地(きらら浜)</p> <p>g 現状の問題点</p> <p>山口県が示した開発ビジョンによれば、きらら浜は現在、整備事業に着手している自然観察公園ゾーン30ha、スポーツ交流ゾーン80haを除いた、チャレンジゾーン160haについて山口県としての利用方法の検討を行っているところである。</p> <p>もし、この開発計画が遅れ、きらら浜の造成が完了する平成13年以降も県が取得することなく放置すれば、チャレンジゾーン部分で年間3～4億円程度の利息が発生することとなる。この場合、これまでの堅実な事業執行により、優良な財務体質を保持している開発公社の経営に悪影響が生じ、その結果は、県の財政負担の増加となって表れることが予想される。</p> <p>したがって、早急に利用方法を決定し、処理を行うことが必要ではあるが、開発ビジョンにも示されているように、県づくりの基本目標である「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」の実現に向けた、県勢振興のかぎを握る県民財産であるとの認識をもって、開発計画を推進することが必要である。貴重な県民の財産であり、山口県の英知を結集してより良い計画とするよう要望する。【指摘事項】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>阿知須干拓地のうち未利用地部分については、平成23年12月に県が山口県土地開発公社(平成24年3月31日付けで解散)から全て取得し、その後、防災公園の整備等を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>5 公有財産(土地・建物)管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況</p> <p>(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの</p> <p>ア 山口県土地開発公社</p> <p>(ア) 阿知須干拓地(きらら浜)(長期未利用土地)のチャレンジゾーンの利用方法(平成11年度)</p> <p>(問題点)</p> <p>c 未措置の原因解消に向けた今後の対応方針・計画の妥当性</p> <p>指摘に対する措置内容に掲げられているように、「具体的な開発計画」は作成され、利用方法は決定されたが、これらに基づく処理(売却等)が全くできていない。</p> <p>平成22年に新たな利用計画を策定するとのことであるが、これまでのように「売却」を基本とした計画であれば、これまでと同じ状況の打開には繋がらないと考える。</p> <p>県は今日的な経済状況を踏まえたうえで、「全国植樹祭」や「世界ジャンボリー」の開催状況を加味しながら、総合的な視点に立ち、新たな計画を策定し、積極的な利活用を促進するという措置を講じるとされているが、実現可能な</p> <p>計画を策定し、県の財産を有効に活用する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>阿知須干拓地のうち未利用地部分については、平成23年12月に県が山口県土地開発公社(平成24年3月31日付で解散)から全て取得し、その後、防災公園の整備等を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果（総括事項）</p> <p>3 指摘事項及び意見の概要</p> <p>(2) 委託料</p> <p>ア 随意契約の理由や契約内容等の見直しを行う必要があるものや事業の効率性に配慮して契約を締結する必要があるものとする。【意見】</p> <p>(該当事業：下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金、森林地籍情報デジタル化事業他)</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課 農林水産部森林企画課)</p> <p>平成24年度以降、(ア)と(イ)の業務委託契約を統合し「下関漁港地方卸売市場施設管理運営業務」として、一般競争入札にて発注している。</p> <p>なお、業務の一部については再委託の申請があり承認しているが、規則に則って適正に処理を行っている。</p>	措置済み
<p>第4 個別監査結果</p> <p>1 農林水産部 農林水産政策課</p> <p>(4) 下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア)及び(イ)の契約とも、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである。」との理由で、随意契約としているが、このような業務を委託できる業者は存在し、その理由としては妥当なものと思われない。</p> <p>平成24年度においては、(ア)と(イ)の業務委託契約を統合し「下関漁港地方卸売市場施設管理運営業務」として、一般競争入札にて発注している。但し、業務の一部について個人4名に再委託が行われている。</p> <p>契約方法について、再検討する必要があるものとする。【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>平成24年度以降、(ア)と(イ)の業務委託契約を統合し「下関漁港地方卸売市場施設管理運営業務」として、一般競争入札にて発注している。</p> <p>なお、業務の一部については再委託の申請があり承認しているが、規則に則って適正に処理を行っている。</p>	措置済み

平成 29 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>II 教育庁 教職員課</p> <p>1 教育相談実施事業</p> <p>【意見】相談実績の報告について 本事業により実施された教育相談の実績は、本庁関係課（学校安全・体育課、特別支援教育推進室）に対し書面により報告されているものの、提出先や報告の方法、期限等の実施手続きについて、内部規則及びマニュアル等による文書化がされていない。 現在の職員が交代した場合などを想定し、組織として内部規則及びマニュアル等を作成して文書化しておくことは管理上重要であり、今後事業担当課により整備されることが必要である。</p> <p>【意見】個人情報保護および情報漏えいについての内部規則等の作成について 電話相談業務については、相談を受理又は処理した時に「電話相談記録一覧」に記入し、相談は事案1件ごとに「電話相談記録」に記入し部長決裁をとり月毎に連番管理されている。連番は「電話相談記録一覧」と「電話相談記録」で一致している。過去5年分を保管することになっており、施錠キャビネットで保管されている。相談業務室は独立個室であり、相談員以外に電話対応を聞かれることはない。本庁への報告及び連絡メールは庁内メールを使用するのでそのセキュリティは庁内メールの管理者である本庁が担保する形となっている。相談者の個人情報保護についてであるが、電話相談は匿名でも受けているが、書類に記名されているものもある。記録書類は同室内で管理保管されているので外部の目には触れないようになっている。しかし、このような手続や管理方針について「やまぐち総合教育支援センター」として内部規則及びマニュアル等の文書化はされていない。 現在の職員が交代した場合などを想定して組織としては、内部規則及びマニュアル等を作成して文書化しておくことは管理上重要であり、今後整備されることが必要である。</p>	<p>（主務課・室 教育庁教職員課） 平成30年4月に「やまぐち総合教育支援センター相談業務運営要領」を作成し、教育相談の実績に係る提出先や報告の方法、期限等の実施手続きについて文書化を行った。</p> <p>（主務課・室 教育庁教職員課） 平成30年4月に「やまぐち総合教育支援センター相談業務運営要領」を作成し、電話相談業務に係る個人情報の管理、保管及び本庁との連絡方法等に係る手続、管理方法について文書化を行った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 30 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>II 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課</p> <p>6 ひとり親家庭等就業支援強化事業</p> <p>【意見】貸付の対象となる費用について</p> <p>ひとり親高等職業訓練促進資金貸付の対象となる費用は、入学準備金が、「養成機関への入学金、教科書代、教材費など一時的に必要な費用に限る」としており、就職準備金が、「転居に伴い転居が必要などきの転居費用、就職にあたり必要となる被服費、交通費など」としている。</p> <p>入学準備金の貸付申請時の資料を閲覧すると、自転車やパソコンといった、他の用途でも利用可能な物品が対象費用として申請があった。通学や授業で必要なものであり、協議会の審査時議事録を閲覧すると、審査の過程で議論がされた上で、対象費用とする旨の判断がなされていたが、本事業の貸付資金は一定の要件を満たせば将来免除となる可能性のある貸付資金であり、どのような費用がどのような場合に対象の費用として認められるのか一定程度の基準を設け、その上で協議会にて審査を行うことが必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部子ども・子育て応援局 子ども家庭課)</p> <p>貸付対象経費の判断基準の整理を行い、令和4年3月22日に各市町担当課、健康福祉センターの母子・父子自立支援員等担当者あてに基準を通知した。</p>	措置済み
<p>14 児童保護費（措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金）</p> <p>【指摘事項】児童入所施設措置費等県費負担金に係る指導監査について</p> <p>県管轄の施設に係る措置児童委託料については県の指導監査が実施されているが、市町が主体となっている児童入所施設措置費等の県費負担金については、県は提出書類のみに基づいて内容を確認しているのみで指導監査は特段実施していない。</p> <p>児童入所施設措置費等県費負担金については県費が使用されていることから、市町が主体となっている児童入所施設措置費等についても何らかの指導監査等を実施すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部子ども・子育て応援局 子ども家庭課)</p> <p>令和3年度から市町への保育所等指導監査に合わせて、当該負担金の監査を実施することとした。</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別） V 観光スポーツ文化部 国際課 4 中南米山口県子弟等人材育成事業 【指摘事項】 謝金の見積額と実績額の乖離について 山口県海外技術研修員等受入事業について研修受入機関への謝金は見積書では1件30千円となっているが、実際の支給額は100千円となっており、6件分で420千円の差額が発生している。謝金については、ここ数年同じ処理がなされているが、見積額30千円に対して実績額が100千円になる根拠は示されておらず、また業務委託先に理由の確認もしていない。 県は、謝金について見積額30千円に対して実績額が100千円になる理由について業務委託先に確認し、妥当性について検討すべきである。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部国際課） これまでの実績及び受入機関の人的・経済的負担を踏まえ、現在の100千円が謝金としてより妥当な額であることが委託先等から確認できたところであり、令和4年度の契約においては、謝金の見積額100千円となっている。</p>	<p>措置済み</p>

令和2年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>5. 農林水産部 森林整備課 保安林整備事業</p> <p>【意見】森林整備工事に係る入札参加資格者数の拡充について</p> <p>本県における直近（令和2年8月1日時点）の森林整備工事競争入札参加資格者名簿によると全体（県域）での業者数は合計16者（A等級7者、B等級4者、C等級5者）である。平成18年5月に当該工事の入札が開始されて以降、業者数のピークは29者（適用日：平成22年9月30日及び平成24年8月31日）であり、近年は多少の増減はあるものの全体としては減少基調となっている。そして、地域性を踏まえ、かつ、原則5名以上とする森林整備工事入札参加者選定基準を踏まえた指名業者数の確保が難しくなりつつあるのが現状である（特にA等級業者を対象とする工事については、工事実施管内で5名以上の業者を確保することが既に困難な地域もある）。</p> <p>以上より、工事の適正な品質を確保する点との利益衡量を図りながら、競争性の原理をより一層機能させるためにも入札参加資格者数を拡充する対策の検討が望まれる。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部森林整備課）</p> <p>令和3年12月に「森林整備工事競争入札参加資格審査事務要領」及び「森林整備工事入札参加者選定基準」を改正し、入札参加に必要な技術職員の実務経験年数の緩和や格付等級を見直したことにより、森林整備工事への入札参加資格者数の拡充や指名業者数の確保を行った。</p>	措置済み
<p>14. 土木建築部 砂防課 住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業</p> <p>【意見】住民懇談会不参加住民への防災意識啓発について</p> <p>住民参加型土砂災害ハザードマップの作成に至る過程に住民懇談会の実施がある。住民懇談会では土砂災害の危険性を洗い出し、図上に住民意見として過去の災害履歴や前兆現象の有無等を集約し、防災意識の共有化が図られる。そして、手引きによると住民懇談会参加者の選定として、住民懇談会に適した人数（10名程度）で選定に際しては自主防災組織や自治会役員、防災士など防災に関心の高いメンバー構成により、かつ、年齢構成や男女のバランスを考慮するよう求めている。</p> <p>ここで、住民懇談会参加者が約10名程度とすると、自治会単位で見ても不参加住民の方が圧倒的に多い状況であると言える。住民参加型の土砂災害ハザードマップを作成することはコミュニティ防災としての自助・共助を考える上で重要なツールになることは間違いないと考えられる。しかし、不参加住民に対して自助・共助としての防災意識を醸成させるためには作成されたマップを配</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>市町がこの取組を実践し、全県下へ波及していくよう、「住民参加型土砂災害ハザードマップ作成の手引き」を令和4年5月末に市町に配布し、防災担当者へ説明会を行うとともに、作業手順を解説した動画とあわせて県ホームページに公表した。</p>	措置済み

<p>布する、またはマップの存在を周知するだけでは現実的には不十分であり、今後の展開として市町が行う自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識向上に対して県による助言等が望まれる。</p> <p>21. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>【意見】 中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について</p> <p>本件工事区間内にある電柱の支線及び引込線の移設に関する中国電力(株)（以下、「中電」という）への工事補償金について、中電より送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づき中電側から十分な情報開示が為されない）。</p> <p>ここで、本件の電柱の支線及び引込線の移設は補償金の受領者と工事を実施する者が同一（中電）であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。</p> <p>そこで、具体的な個別積算情報（単価や数量根拠）を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事实績金額等の報告を求め、見積時点と工事实績の比較分析等を可能とするよう中電側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。</p> <p>【意見】 西日本電信電話(株)への工事補償金の金額の妥当性について</p> <p>本件工事区間内にある電気通信線路設備の移転に関する西日本電信電話(株)（以下、「NTT」という）への工事補償金について、NTTより送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づきNTT側から十分な情報開示が為されない）。</p> <p>ここで、本件の電気通信線路設備の移転は補償金の受領者と工事を実施する者が同一（NTT）であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。</p> <p>そこで、具体的な個別積算情報（単価や数量根拠）を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事实績金額等の報告を求め、見積時点と工事实績の比較分析等を可能とするようNTT側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>中国電力(株)に対して要請し、協議を行ったが、対応は困難であるとの回答であった。</p> <p>県としても、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）の規定により、金銭による公共補償は原則として渡し切りとされているため、対応は困難と判断する。</p> <p>なお、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」の改正等があった際に対応を検討する。</p> <p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>西日本電信電話(株)に対して要請し、協議を行ったが、対応は困難であるとの回答であった。</p> <p>県としても、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）の規定により、金銭による公共補償は原則として渡し切りとされているため、対応は困難と判断する。</p> <p>なお、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」の改正等があった際に対応を検討する。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	----------------------------